

第33回 定時株主総会 招集ご通知

日 時

2018年3月27日（火曜日） 午前10時
（受付開始 午前9時）

場 所

ザ・プリンス パークタワー東京
地下2階 ボールルーム
（東京都港区芝公園四丁目8番1号）

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役7名選任の件
- 第4号議案 監査役1名選任の件
- 第5号議案 補欠監査役1名選任の件



招集ご通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。

<http://p.sokai.jp/2914/>



ひとの
ときを、
想う。 JT

株主の皆様へ

株主の皆様におかれましては、平素より格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

本年1月1日より社長に就任いたしました寺島正道です。

ここに第33回定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。

当社を取り巻く事業環境は、今後とも厳しさを増すとともに、かつてない規模とスピードで変化が進行するものと捉えております。

JTグループは、これまでグローバル化や事業構造改革等をはじめ、将来起こり得る変化をチャンスと捉えて、様々な取組みを行ってまいりましたが、このような不確実性の高い環境下で勝ち抜くためには、変化への対応力だけではなく、自ら変化を起こし、変革をリードする組織への進化が必要であると考えています。

その進化に向けては、お客様視点を起点とした行動変革が必要であり、そのためにもJTグループの経営理念である「4Sモデル」を更なる高みに発展させていくことが重要と認識しています。「4Sモデル」とは、「お客様を中心として、株主、従業員、社会の4者に対する責任を高い次元でバランスよく果たし、4者の満足度を高めていく」ことを掲げたJTグループの経営理念です。

この「4Sモデル」に基づき、中長期に亘る利益成長に向けた事業投資を着実に実行していくことが、企業価値の継続的な向上につながり、株主様を含む4者のステークホルダーにとって共通利益となるベストなアプローチであると確信しています。その追求に向け、JTはグループをあげて、全力で取り組んでまいります。



執行役員社長

寺島正道

2018年3月

執行役員社長 寺島正道

目次

招集ご通知

| | |
|-----------------|---|
| 第33回定時株主総会招集ご通知 | 3 |
| 議決権の行使方法のご案内 | 5 |

株主総会参考書類（議案）

| | |
|----------|---|
| 株主総会参考書類 | 9 |
|----------|---|

事業報告 ※ご参考として、グラフや写真等を掲載しております。

| | |
|--|----|
| I. 企業集団の現況に関する事項 | 20 |
| II. 会社の株式に関する事項 | 37 |
| III. 会社の新株予約権等に関する事項 | 38 |
| IV. 会社役員に関する事項 | 40 |
| V. 会計監査人に関する事項 | 44 |
| VI. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての... 決議の内容の概要及び当該体制の運用状況 | 45 |

連結計算書類

| | |
|-----------|----|
| 連結財政状態計算書 | 51 |
| 連結損益計算書 | 52 |
| 連結持分変動計算書 | 53 |

計算書類

| | |
|------------|----|
| 貸借対照表 | 54 |
| 損益計算書 | 55 |
| 株主資本等変動計算書 | 56 |

監査報告

| | |
|--------------------|----|
| 連結計算書類に係る会計監査人監査報告 | 57 |
| 会計監査人監査報告 | 58 |
| 監査役会監査報告 | 59 |

「スマート招集」について



当社では、株主様とのコミュニケーションの更なる進化を図るべく、招集ご通知の主要なコンテンツの閲覧や議決権行使ウェブサイトアクセスできる「スマート招集」を導入しております。

以下の二次元バーコード又はURL (<http://p.sokai.jp/2914/>) よりアクセスいただきご参照ください。



株 主 各 位

東京都港区虎ノ門二丁目2番1号

日本たばこ産業株式会社

代表取締役 小泉光臣

第33回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第33回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又は電磁的方法（インターネット）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、「議決権の行使方法のご案内」（5～7ページ）に従って、**2018年3月26日（月曜日）午後6時まで**に議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|-----------------|---|---|
| 1. 日 | 時 | 2018年3月27日（火曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 東京都港区芝公園四丁目8番1号 ザ・プリンス パークタワー東京 地下2階 ボールルーム |
| 3. 目的事項 報告事項 | | 1. 第33期（自 2017年1月1日 至 2017年12月31日）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第33期（自 2017年1月1日 至 2017年12月31日）計算書類の内容報告の件 |
| 決 議 事 項 | | 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役7名選任の件 第4号議案 監査役1名選任の件 第5号議案 補欠監査役1名選任の件 |

以 上

当社ウェブサイトに掲載する事項のお知らせ

1. 連結計算書類の注記及び計算書類の注記は、法令及び当社定款第17条の定めに従い、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.jti.co.jp/>) に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知には掲載しておりません。
なお、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類には、本株主総会招集ご通知の添付書類に記載の各書類のほか、当社ウェブサイトに掲載している連結計算書類の注記及び計算書類の注記も含まれております。
2. 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.jti.co.jp/>) に掲載させていただきます。

当社ウェブサイト ▶ <https://www.jti.co.jp/>

株主総会にご来場いただく株主様へのご案内

- ◎当日ご来場の際は、本株主総会招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎開会直前は混雑が予想されます。また、第1会場が満席の場合、第2会場及び第3会場へのご案内となります。お早めにご来場くださいますようお願い申し上げます。
- ◎第3会場では、株主様からのご質問をお受けできませんので、予めご了承願います。
- ◎代理人がご来場の場合は、議決権行使書に加えて委任状が必要となります。なお、代理人は、当社の議決権を有する株主様1名に限らせていただきます。
- ◎当日の議事進行につきましては、日本語で行います。通訳者（手話通訳者を含みます。）の同席は可能ですので、同席をご希望の場合は、当日受付にてお申し出願います。なお、日本語の手話通訳に限り、当社にて通訳を手配することも可能ですので、ご必要の場合は、3月19日（月曜日）までに必着で当社宛に書面にてお申し出願います。
- ◎当日ご来場の株主様にお土産をご用意しておりますが、ご持参の議決権行使書の枚数にかかわらず、ご来場の株主様お一人につき一個とさせていただきます。

議決権の行使方法のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の重要な権利です。是非とも、議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。

議決権の行使には、以下の3つの方法がございます。

株主総会に出席



議決権行使書を会場受付にご提出ください。(捺印は不要です)

株主総会開催日時

2018年3月27日 (火)
午前10時

議決権行使書を郵送



議決権行使書に各議案の賛否をご表示のうえ、ご投函ください。

行使期限

2018年3月26日 (月)
午後6時まで

インターネットによる行使



議決権行使ウェブサイト (<https://evote.tr.mufig.jp/>) にアクセスしていただき、賛否をご入力ください。

行使期限

2018年3月26日 (月)
午後6時まで

▶▶▶ 詳細は次ページをご覧ください。

議決権行使書のご記入方法のご案内

The screenshot shows the '議決権行使書' (Proxy Form) with a table for voting on resolutions. A red box highlights the 'ログインID' (Login ID) and '仮パスワード' (Temporary Password) fields. A red arrow points from the text below to these fields.

インターネットによる議決権行使に必要な「ログインID」と「仮パスワード」が記載されています。

▶▶▶ 詳細は次ページをご覧ください。

※当日ご出席の場合は、議決権行使書の郵送又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

こちらに、各議案の賛否をご表示ください。

第1号・第2号・第4号・第5号議案

賛成の場合：「賛」の欄に○印

反対の場合：「否」の欄に○印

第3号議案

全員賛成の場合：「賛」の欄に○印

全員反対の場合：「否」の欄に○印

一部の候補者を反対される場合：

「賛」の欄に○印をご表示のうえ、反対される候補者の番号を()内にご記入ください。



インターネットで議決権を行使される場合

インターネットによる議決権行使は、パソコン又はスマートフォンから議決権行使ウェブサイトへアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。

議決権行使ウェブサイトへアクセスしていただき、賛否をご入力ください。

行使期限 **2018年3月26日(月) 午後6時まで**

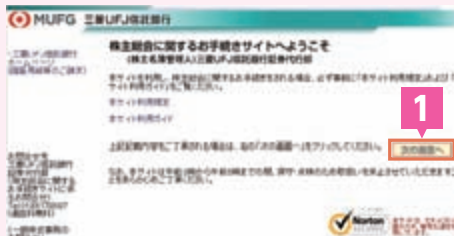
議決権行使ウェブサイト
<https://evote.tr.mufg.jp/>

二次元バーコード読み取り機能を搭載したスマートフォンをご利用の場合は、右記の二次元バーコードを読み取ってアクセスいただくことも可能です。

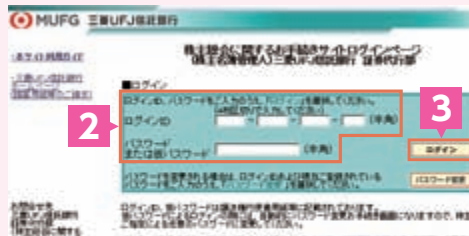


パソコンの場合

1 「次の画面へ」をクリック



- 2 お手元の議決権行使書の右下に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力
- 3 「ログイン」をクリック

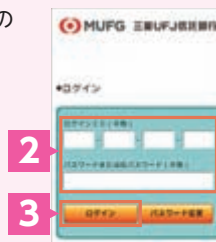


スマートフォンの場合

1 「株主総会に関する
お手続き」をタッチ



- 2 お手元の議決権行使書の右下に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力
- 3 「ログイン」をタッチ



以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください

▶▶▶ インターネットによる議決権行使の際のご注意につきましては、次ページをご覧ください。

インターネットによる議決権行使の際のご注意

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただき、以下をご確認のうえ、ご行使くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席の場合は、議決権行使書の郵送又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

- ◎毎日午前2時から午前5時までは取扱いを休止いたします。
- ◎インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用いただけない場合もございます。
- ◎株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使ウェブサイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。なお、新しいパスワードはお忘れにならないようご注意ください。
- ◎株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。
- ◎複数回に亘り議決権を行使された場合の取扱い
 - (1) 議決権行使書の郵送による方法とインターネットによる方法の双方で議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。
 - (2) インターネットによって複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効とさせていただきます。
- ◎議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・通信料金等）は、株主様のご負担となります。

ご不明な点等がございましたら、以下のヘルプデスクへお問い合わせ願います。

システム等に関する
お問い合わせ先

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク



0120-173-027 (受付時間 9:00~21:00 通話料無料)

機関投資家の皆様へ 当社は、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームに参加いたしております。

以上

メモ

ウェブサイトのご案内

JTのウェブサイトには各種情報を掲載しております。

■IR情報ウェブサイト

<https://www.jti.co.jp/investors/index.html>



トップメッセージをはじめ、開示資料等、当社を理解していただくための各種情報を掲載しております。

■CSR（企業の社会的責任）情報ウェブサイト

<https://www.jti.co.jp/csr/index.html>



JTグループのCSRについての考え方や、企業の持続的成長と社会の持続可能な発展に向けた各種取組みを掲載しております。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、経営理念に基づき、中長期に亘る持続的な利益成長につながる事業投資を最優先に実行し、同時に事業投資による利益成長と株主還元のバランスを重視するという経営資源配分方針を掲げています。その中で、強固な財務基盤^(注)を維持しつつ、中長期の利益成長に応じた株主還元の向上を図っております。

これらの方針のもと、第33期の期末配当につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

(注)「財務方針」として、経済危機等の環境変化に備えた堅牢性及び事業投資機会等に対して機動的に対応できる柔軟性を担保する強固な財務基盤を保持する

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

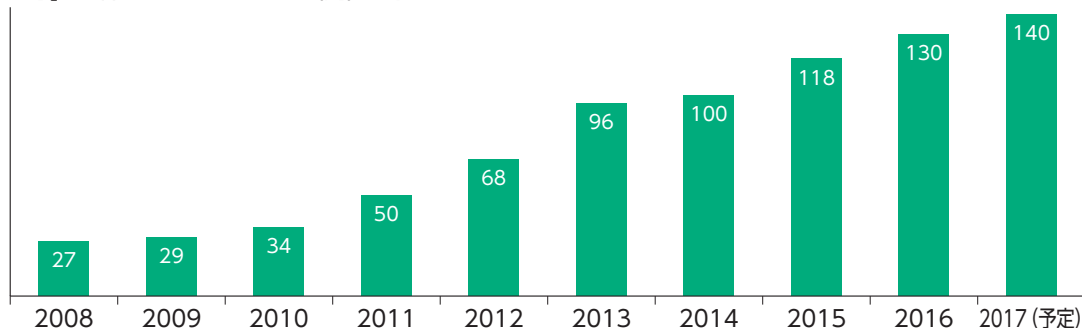
当社普通株式1株につき金70円 総額 125,373,038,770円

なお、昨年9月に中間配当金として70円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は、前期と比べ10円増額の1株につき140円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2018年3月28日

【ご参考】1株当たり配当金^(注)(円)の推移

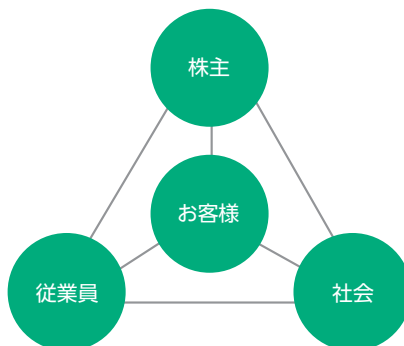


(注)1株当たり配当金は、2012年7月1日を効力発生日として1株につき200株の割合で株式分割を行っており、遡って当該株式分割が行われたと仮定して算定した数値

【ご参考】

経営理念

お客様を中心として、株主、従業員、社会の4者に対する責任を高い次元でバランスよく果たし、4者の満足度を高めていく



経営計画2018は、引き続き為替一定ベースの調整後営業利益の成長率^(注1)における、中長期に亘る年平均mid to high single digit^(注2)成長を目指してまいります。また、経営資源配分方針、株主還元方針については、以下のとおりとしております。

経営資源配分方針

当社グループの経営理念である4Sモデルに基づき経営資源の配分を実行

- ・ 中長期に亘る持続的な利益成長につながる事業投資を最優先
- ・ 事業投資による利益成長と株主還元のバランスを重視

株主還元方針

強固な財務基盤を維持しつつ、中長期の利益成長に応じた株主還元向上を図る

- ・ 1株当たり配当金の安定的・継続的な成長を目指す
- ・ 自己株式取得は、事業環境や財務状況の中期的な見通しを踏まえて、実施の是非を検討
- ・ なお、引き続きグローバルFMCG^(注3)の還元動向をモニタリング

(注)1. 調整後営業利益は、営業利益（損失）から買収に伴い生じた無形資産に係る償却費、調整項目（収益及び費用）を除いて算出した数値です。なお、調整項目（収益及び費用）はのれんの減損損失、リストラクチャリング収益及び費用等です。また、為替一定ベースの調整後営業利益の成長率とは、海外たばこ事業における当期の調整後営業利益を前年同期の為替レートをを用いて換算・算出することにより、為替影響を除いた指標です。

2. mid to high single digit：一桁台半ばから後半のパーセンテージ

3. ステークホルダーモデルを掲げ、高い事業成長を実現しているFast Moving Consumer Goods（日用消費財）企業

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 当社は、経営環境の加速度的な変化に対応して、コーポレート・ガバナンスの深化に努めてまいりました。これにより、社長の諮問に응ずることを目的とした相談役及び顧問については、設置する必要性が認められなくなったことから、相談役及び顧問の規定（定款第25条）について削除するものであります。
- (2) 条文の削除に伴い、条数の繰り上げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|-------------------|
| <u>(相談役及び顧問)</u> 第25条 本社は、取締役会の決議によって、相談役及び顧問若干名を置くことができる。 | (削除) |
| <u>2 相談役は、本会社の業務一般について、顧問は、特定の業務について、社長の諮問に응ずるものとする。</u> | |
| 第26条～第35条 (条文省略) | 第25条～第34条 (現行どおり) |

第3号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（7名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 | 現在の当社における地位・担当 | 取締役会への出席状況 | 取締役在任年数 |
|-------|--|---|-------------------|---------|
| 1 | 再任 丹 呉 泰 健 たん ご やす たけ | 取締役会長 | 17回/17回 (100%) | 3年9ヶ月 |
| 2 | 新任 寺 畠 正 道 てら ばたけ まさ みち | 執行役員社長 最高経営責任者 | — | — |
| 3 | 再任 岩 井 睦 雄 いわ い むつ お | 代表取締役副社長 たばこ事業本部長 | 17回/17回 (100%) | 2年 |
| 4 | 新任 見 浪 直 博 み なみ なお ひろ | 執行役員副社長 最高財務責任者、コミュニケーション担当 | — | — |
| 5 | 新任 廣 渡 清 栄 ひろ わたり きよ ひで | 執行役員副社長 コンプライアンス・総務・法務・企画・ IT・CSR・人事・監査担当 | — | — |
| 6 | 再任 幸 田 真 音 こう だ ま いん 社外取締役 独立役員 | 社外取締役 | 17回/17回 (100%) | 5年9ヶ月 |
| 7 | 新任 渡 邊 光一郎 わた なべ こういちろう 社外取締役 独立役員 | — | — | — |

(注) 1. 2017年度に開催された取締役会の出席状況を記載しております。

2. 本定時株主総会終結時の在任年数を記載しております。

候補者番号 たんご やすたけ

1

丹呉泰健

(1951年3月21日生)

所有する当社の株式数 5,300株



再任

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1974年4月 大蔵省入省
2006年10月 財務省理財局長
2007年7月 同省大臣官房長
2008年7月 同省主計局長
2009年7月 同省財務事務次官
2010年12月 株式会社読売新聞グループ本社監査役
2012年12月 内閣官房参与
2014年6月 当社取締役会長（現在）
2015年6月 株式会社大垣共立銀行社外取締役（現在）

（重要な兼職の状況）

株式会社大垣共立銀行社外取締役

取締役候補者とした理由

丹呉泰健氏は、2014年6月に当社取締役会長に就任しております。長年に亘る省庁における経験の中で、財務事務次官などの重要な役職を歴任するとともに、官民を問わず多様な人脈との交流を通じて培ったコーポレートガバナンスをはじめとする豊富な知見と経験を有しております。同氏の経験に裏打ちされた幅広い視野と高い視座は、今後も当社グループのガバナンス向上において必要不可欠であることから、引き続き選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 丹呉泰健氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、同氏との間で会社法第423条第1項の責任を法令が規定する額まで限定する責任限定契約を締結しております。同氏の選任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。

候補者番号 てらばたけまさみち

2

寺島正道

(1965年11月26日生)

所有する当社の株式数 5,800株



新任

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1989年4月 当社入社
2005年7月 当社秘書室長
2008年7月 当社経営企画部長
2011年6月 当社執行役員 企画責任者 兼
食品事業担当 兼 経営企画部長
2012年3月 当社執行役員 企画責任者 兼
食品事業担当
2012年6月 当社執行役員 企画責任者
2013年6月 当社取締役
JT International S.A. Executive Vice President
2018年1月 当社執行役員社長 最高経営責任者
（現在）

取締役候補者とした理由

寺島正道氏は、これまで当社経営企画部長、執行役員企画責任者等を歴任し、国内外の経営戦略立案・実行を通じて事業運営をリードするとともに、海外たばこ事業については、JT International S.A. Executive Vice Presidentとして、グループ全体の牽引役としての事業成長に多大なる貢献を果たしてまいりました。同氏がこれまで多岐に亘る分野で培ってきた極めて高い視座・幅広い視野と、強い変革力、リーダーシップは、今後の当社グループの経営にとって必要不可欠であると判断し、取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 寺島正道氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号 いわ い む つ お

3 岩井睦雄

(1960年10月29日生)

所有する当社の株式数 22,200株



再任

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

- 1983年 4月 日本専売公社入社
- 2003年 6月 当社経営企画部長
- 2004年 7月 当社経営戦略部長
- 2005年 6月 当社執行役員
食品事業本部 食品事業部長
- 2006年 6月 当社取締役 常務執行役員
食品事業本部長
- 2008年 6月 当社常務執行役員 企画責任者
- 2010年 6月 当社取締役 常務執行役員
企画責任者 兼 食品事業担当
- 2011年 6月 当社取締役
JT International S.A. Executive Vice President
- 2013年 6月 当社専務執行役員 企画責任者
- 2016年 1月 当社専務執行役員 たばこ事業本部長
- 2016年 3月 当社代表取締役副社長
たばこ事業本部長 (現在)

取締役候補者とした理由

岩井睦雄氏は、2016年3月に当社代表取締役副社長に就任しております。不透明かつ不確実な事業環境においても、的確な意思決定力に裏打ちされた力強い事業執行力で、主力事業である国内外たばこ事業を牽引してきました。同氏がこれまで多岐に亘る経験で培ってきた幅広く深い知見とリーダーシップは、今後も当社グループの経営において必要不可欠であることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

(重要な兼職の状況)

JT International Group Holding B.V. Chairman

(注) 岩井睦雄氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号 み な み な お ひ ろ

4 見浪直博

(1964年 1月21日生)

所有する当社の株式数 11,300株



新任

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

- 1986年 4月 当社入社
- 2005年12月 当社経理部長
- 2010年 7月 当社財務副責任者 兼 経理部長
- 2012年 6月 当社執行役員 財務責任者 兼 経理部長
- 2012年 7月 当社執行役員 財務責任者
- 2018年 1月 当社執行役員副社長 最高財務責任者、コミュニケーション担当 (現在)

取締役候補者とした理由

見浪直博氏は、これまで当社経理部長、執行役員財務責任者等を歴任し、当社グループの事業拡大を支える財務基盤の整備、拡充に注力してまいりました。同氏がこれまで培ってきた会計・財務分野全般に関する幅広く深い識見と、多様な経験に基づく戦略志向と的確な意思決定力は、今後の当社のグループ経営を更に推進する原動力として必要不可欠であると判断し、取締役として選任をお願いするものであります。

(重要な兼職の状況)

JT International Holding B.V. Supervisory Director

(注) 見浪直博氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号 ひろわたり きよひで

5

廣渡清栄

(1965年11月11日生)

所有する当社の株式数 4,400株



新任

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1989年 4月 当社入社
2010年 7月 当社法務部長
2012年 6月 当社執行役員 法務責任者 兼 法務部長
2014年 7月 当社執行役員 法務責任者
2015年 1月 当社執行役員
たばこ事業本部 事業企画室長
2017年 1月 当社執行役員 人事担当
2018年 1月 当社執行役員副社長
コンプライアンス・総務・法務・企画・
IT・CSR・人事・監査担当 (現在)

取締役候補者とした理由

廣渡清栄氏は、これまで当社法務部長、執行役員法務責任者、たばこ事業本部事業企画室長、人事担当等を歴任し、たばこ事業の持続的成長の基盤整備、組織力強化や人材マネジメントにおいて力強いリーダーシップを発揮してきました。同氏がこれまで多岐に亘る分野で培ってきた幅広く深い識見と経験に基づく鋭い洞察力、的確な意思決定力は、今後の当社グループの経営にとって必要不可欠であると判断し、取締役として選任をお願いするものであります。

(注) 廣渡清栄氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号 こうだ まいん

6

幸田真音

(1951年4月25日生)

所有する当社の株式数 0株



再任

社外取締役

独立役員

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1995年 9月 作家として独立 (現在)
2003年 1月 財務省財政制度等審議会委員
2004年 4月 滋賀大学経済学部客員教授
2005年 3月 国土交通省交通政策審議会委員
2006年 11月 政府税制調査会委員
2010年 6月 日本放送協会経営委員
2012年 6月 当社社外取締役 (現在)
2013年 6月 株式会社LIXILグループ社外取締役 (現在)
2016年 6月 株式会社日本取引所グループ社外取締役 (現在)

(重要な兼職の状況)

作家
株式会社LIXILグループ社外取締役
株式会社日本取引所グループ社外取締役

社外取締役候補者とした理由

幸田真音氏は、2012年6月より当社社外取締役に就任いただいております。国際金融に関する豊富な識見や、政府等審議会委員等を歴任された幅広い経験、作家活動にて発揮されている深い洞察力と客観的な視点を当社の経営に反映していただくとともに、独立・公正な立場からの業務執行の監督に尽力いただきました。また、取締役会における積極的な提言や助言を通じて、当社グループのガバナンス向上に多大なる貢献をいただいております。同氏の経験と知見は、今後も当社のグループ経営において必要不可欠であることから、引き続き選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 幸田真音氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、同氏との間で会社法第423条第1項の責任を法令が規定する額まで限定する責任限定契約を締結しております。同氏の選任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。
3. 同氏は、当社の「社外役員の独立性基準」及び株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしております。
4. 当社は、同氏を株式会社東京証券取引所が定める独立役員に指定しており、同氏の選任が承認された場合、再度独立役員に指定する予定であります。

候補者番号

わたなべこういちろう

7

渡邊光一郎

(1953年4月16日生)

所有する当社の株式数 0株



新任

社外取締役

独立役員

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

- 1976年4月 第一生命保険相互会社入社
- 2001年7月 同社取締役
- 2004年4月 同社常務取締役
- 2004年7月 同社常務執行役員
- 2007年7月 同社取締役常務執行役員
- 2008年4月 同社取締役専務執行役員
- 2010年4月 第一生命保険株式会社代表取締役社長
- 2016年10月 第一生命ホールディングス株式会社代表取締役社長
- 2017年7月 同社代表取締役会長 (現在)
第一生命保険株式会社代表取締役会長 (現在)

社外取締役候補者とした理由

渡邊光一郎氏は、財務の健全性と高い収益性を両立させる事業運営を長年に亘り牽引されてこられた卓越した企業経営の経験を有しておられます。経営品質の向上に努め、積極的にガバナンス体制強化を推進した豊富な経験と、資本市場を熟知した、投資家視点からの幅広い識見を当社の経営に反映いただくことが、当社グループにとって有益であることから、当社社外取締役として適任と判断し、選任をお願いするものであります。

(重要な兼職の状況)

第一生命ホールディングス株式会社代表取締役会長
第一生命保険株式会社代表取締役会長

- (注) 1. 渡邊光一郎氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、同氏の選任が承認された場合、同氏と会社法第423条第1項の責任を法令が規定する額まで限定する責任限定契約を締結する予定であります。
3. 同氏は、当社の「社外役員の独立性基準」及び株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしております。同氏が代表取締役会長を務める第一生命保険株式会社は当社株式を保有していますが、その持株比率は1%未満であります。当社は、同氏が代表取締役会長を務める第一生命保険株式会社との間に年金の運用等の取引関係がありますが、2017年度の取引金額は、第一生命保険株式会社の2016年度経常収益の0.02%未満、当社の2017年度連結売上収益の0.04%未満であり僅少であります。これらの関係は、独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。
4. 当社は、同氏の選任が承認された場合、同氏を株式会社東京証券取引所が定める独立役員に指定する予定であります。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役中村太氏は、本定時株主総会終結の時をもって辞任されます。つきましては、その補欠として、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

ながた りょうこ

永田亮子

(1963年7月14日生)

所有する当社の株式数 12,000株



新任

略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況

1987年4月 当社入社
2001年4月 当社食品事業本部 食品事業部
商品統括部長
2008年6月 当社執行役員
食品事業本部 飲料事業部長 兼
食品事業部 商品統括部長
2008年7月 当社執行役員
食品事業本部 飲料事業部長
2010年7月 当社執行役員 飲料事業部長
2013年6月 当社執行役員 CSR担当
2018年1月 当社執行役員 社長付（現在）

監査役候補者とした理由

永田亮子氏は、当社執行役員飲料事業部長、CSR担当等を歴任し、事業部門・間接部門の双方の観点から、当社グループの事業運営についての豊富な経験と幅広く深い識見を有しております。同氏の経験と知見を活かし、監査役として当社グループの実効的な監査に十分な役割を果たすことが期待できると判断し、監査役として選任をお願いするものであります。

(注) 1. 永田亮子氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 当社は、同氏の選任が承認された場合、同氏と会社法第423条第1項の責任を法令が規定する額まで限定する責任限定契約を締結する予定であります。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める社外監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

まさきみちお
政木道夫

(1961年2月20日生)

所有する当社の株式数 0株

**略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況**

1987年4月 司法修習生
1989年4月 検事任官
2003年7月 前橋地方検察庁高崎支部長
2004年4月 弁護士登録
シテューワ法律事務所(現在)
2013年6月 浜井産業株式会社社外取締役(現在)

(重要な兼職の状況)
シテューワ法律事務所弁護士
浜井産業株式会社社外取締役

補欠の社外監査役候補者とした理由

政木道夫氏は、法曹界における豊富な経験と幅広い識見を有しており、当社の社外監査役の職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。なお、社外役員以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断しております。

- (注) 1. 政木道夫氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 同氏は、社外監査役の補欠として選任するものであります。
3. 当社は、同氏が監査役に就任した場合、同氏と会社法第423条第1項の責任を法令が規定する額まで限定する責任限定契約を締結する予定であります。
4. 同氏は、当社の「社外役員の独立性基準」及び株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしております。

【ご参考】 当社の「社外役員の独立性基準」

当社は、「社外役員の独立性基準」を制定しており、当社の独立社外役員は、以下に掲げる事項に該当しない者としております。

- 1 当社及び当社の関連会社並びに当社の兄弟会社に所属する者又は所属していた者
- 2 当社が主要株主である法人等の団体に所属する者
- 3 当社の主要株主又は当社の主要株主である法人等の団体に所属する者
- 4 当社の主要な取引先及び当社を主要な取引先とする者（法人等の団体である場合は、当該団体に所属する者）
- 5 当社の主要な借入先その他の大口債権者（法人等の団体である場合は、当該団体に所属する者）
- 6 当社の会計監査人又は会計参与である公認会計士もしくは監査法人に所属する者
- 7 当社に対し、法律、財務、税務等に関する専門的なサービスもしくはコンサルティング業務を提供して多額の報酬を得ている者（法人等の団体である場合は、当該団体に所属する者）
- 8 当社から多額の寄付を受け取っている者（法人等の団体である場合は、当該団体に所属する者）
- 9 最近において上記2から8のいずれかに該当していた者
- 10 以下の各号に掲げる者の近親者
 - (1) 上記2から8に掲げる者（法人等の団体である場合は、当該団体において、重要な業務を執行する者）
 - (2) 当社及び当社の関連会社並びに当社の兄弟会社の取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員又は従業員
 - (3) 最近において(1)又は(2)に該当していた者

以 上

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 企業集団の事業の経過及びその成果

全般的概況

| 全社業績 | |
|-----------------------|----------------------------|
| 売上収益 | 2兆1,397億円 前年度比 0.2%減 |
| 調整後営業利益(注1) | 5,853億円 前年度比 0.3%減 |
| 調整後営業利益(注2) (為替一定) | 5,832億円 前年度比 0.6%減 |
| 当期利益 (親会社所有者帰属) | 3,924億円 前年度比 6.9%減 |

売上収益

売上収益は、海外たばこ事業及び医薬事業における増収を、国内たばこ事業における減収等が相殺し、前年度と同水準の2兆1,397億円(前年度比0.2%減)となりました。

調整後営業利益、営業利益及び当期利益(親会社所有者帰属)

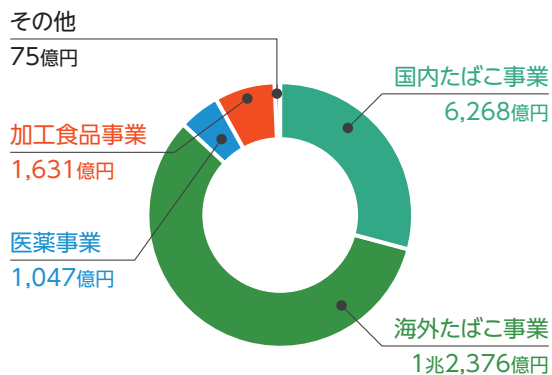
当社グループの経営指標である為替一定ベースの調整後営業利益は、医薬事業及び海外たばこ事業における増益等を、国内たばこ事業における減益及び英国における取引先が英国企業倒産法に則した手続の適用を申請したことに伴う一過性の損失が相殺し、前年度とほぼ同水準(前年度比0.6%減)となりました。また、海外たばこ事業における為替影響が軽微だったことにより、調整後営業利益は、前年度と同水準の5,853億円(前年度比0.3%減)となりました。

営業利益は、多額の不動産売却益等を計上した前年度と比較して不動産売却益等が減少したこと等により、前年度比322億円減益の5,611億円(前年度比5.4%減)となりました。

親会社の所有者に帰属する当期利益は、営業利益の減益等により、前年度比293億円減益の3,924億円(前年度比6.9%減)となりました。

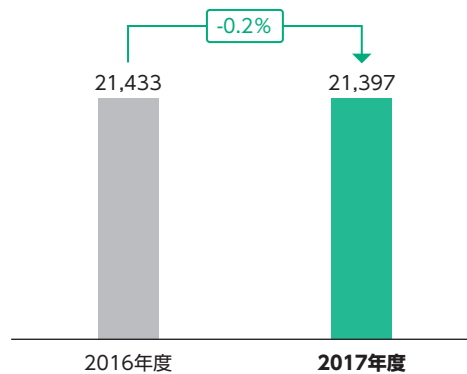
- (注) 1. 調整後営業利益は、営業利益(損失)から買収に伴い生じた無形資産に係る償却費、調整項目(収益及び費用)を除いて算出した数値です。なお、調整項目(収益及び費用)はのれんの減損損失、リストラクチャリング収益及び費用等です。
2. 調整後営業利益(為替一定)は、海外たばこ事業における当期の調整後営業利益を前年同期の為替レートを用いて換算・算出することにより、為替影響を除いた数値です。

事業セグメント別の売上収益



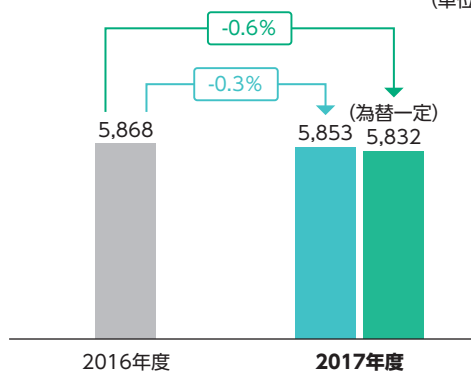
売上収益

(単位:億円)



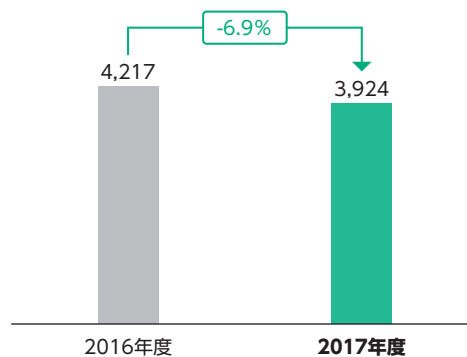
調整後営業利益

(単位:億円)



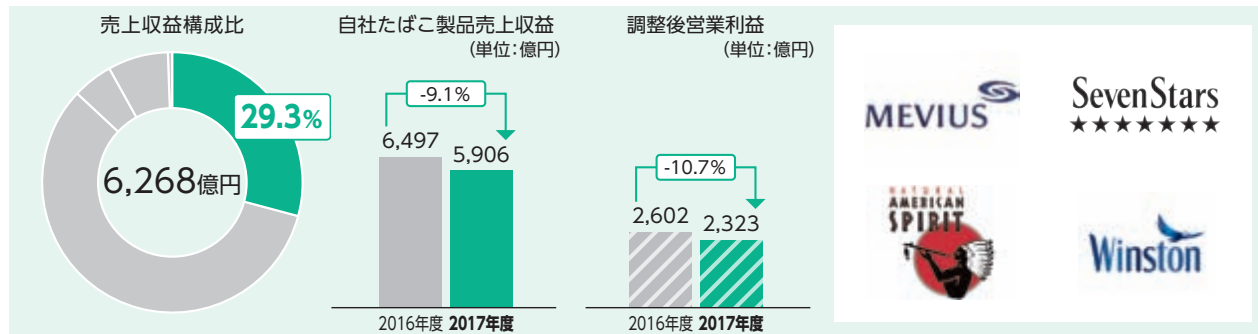
当期利益 (親会社所有者帰属)

(単位:億円)



事業別の概況

国内たばこ事業



当年度におきましては、RRP^(注1)市場の拡大及び趨勢減等による紙巻総需要^(注2)の減少等により、紙巻販売数量^(注3)は前年度比133億本減少の929億本（前年度比12.5%減）となりました。

シェアにつきましては、61.3%（前年度シェア61.1%）となりました。

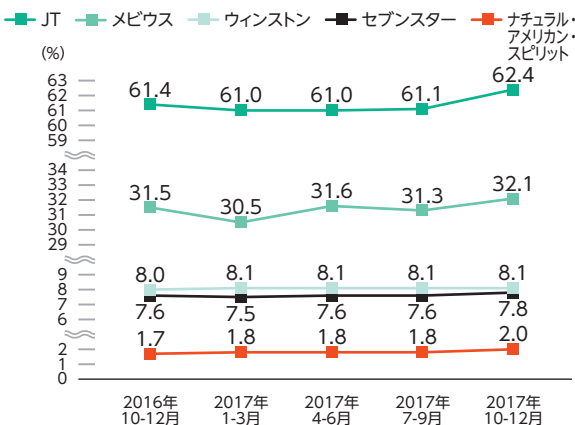
自社たばこ製品売上収益^(注4)につきましては、プルーム・テックの販売伸長及び2016年4月に実施したメビウス等一部銘柄の定価改定による効果等があったものの、紙巻販売数量の減少による影響により、前年度比591億円減収の5,906億円（前年度比9.1%減）となりました。

調整後営業利益につきましては、コストの減少があったものの、自社たばこ製品売上収益の減少等により、前年度比279億円減益の2,323億円（前年度比10.7%減）となりました。

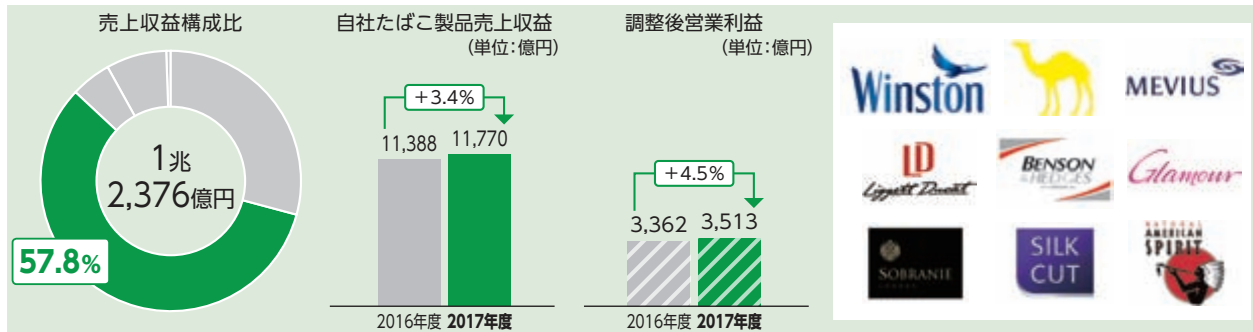
(注) 1. RRPは、E-Vapor（電子たばこ）製品及びT-Vapor（たばこペーパー）製品等、喫煙に伴う健康リスクを低減させる可能性のある製品（Reduced-Risk Products, RRP）です。E-Vapor製品は、たばこ葉を使用せず、装置内もしくは専用カートリッジ内のリキッド（液体）を電気加熱させ、発生するペーパー（蒸気）を愉しむ製品です。一方、T-Vapor製品は、たばこ葉を使用し、たばこ葉を燃焼させずに、加熱等によって発生するたばこペーパー（たばこ葉由来の成分を含む蒸気）を愉しむ製品です。なお、プルーム・テックはT-Vapor製品です。

- 紙巻総需要は、日本市場全体における紙巻たばこの販売数量を指しておりますが、RRP等の販売数量は含まれておりません。
- 紙巻販売数量は、当社の日本市場における紙巻たばこの販売数量を指しておりますが、RRP等の販売数量は含まれておりません。また、当該数値の他に、国内免税市場及び当社の中国事業部管轄の中国・香港・マカオ市場の当年度における販売数量40億本（前年度の当該数量は39億本）があります。
- 国内たばこ事業における自社たばこ製品売上収益は、国内免税市場及び当社の中国事業部管轄の中国・香港・マカオ市場における売上収益並びにRRPに係る売上収益が含まれていますが、輸入たばこ配送手数料等に係る売上収益は含まれておりません。

JT / 主要銘柄シェア四半期推移



海外たばこ事業



当年度におきましては、フィリピン等における買収効果及びイラン等における販売の伸長を、ロシア等における総需要の減少による影響等が相殺し、総販売数量^(注1)は前年度と同水準の3,985億本（前年度比0.1%減）となりました。

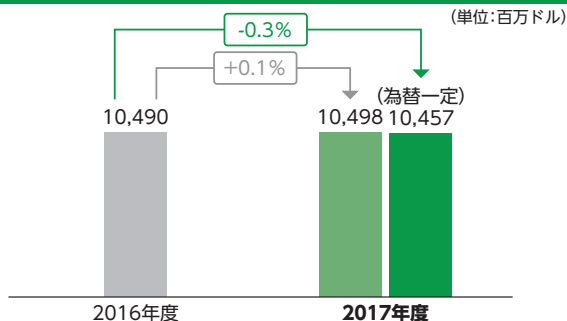
一方、GFB^(注2)販売数量は、シェアが伸長したことにより、前年度比22億本増加の2,859億本（前年度比0.8%増）となりました。

ドルベースの自社たばこ製品売上収益^(注3)につきましては、前年度と同水準の10,498百万ドル（前年度比0.1%増）となりました。ドルベースの調整後営業利益につきましては、英国における取引先が英国企業倒産法に則した手続の適用を申請したことに伴う一過性の損失の計上及び英ポンド等の現地通貨の不利な為替影響等があったものの、製造拠点最適化等のコスト低減効果が発現したことにより、前年度比44百万ドル増益の3,138百万ドル（前年度比1.4%増）となりました。なお、為替一定ベースの調整後営業利益につきましては、前年度比4.0%増となりました。

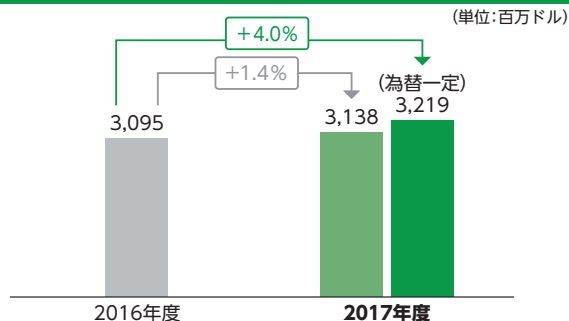
円ベースの自社たばこ製品売上収益及び調整後営業利益につきましては、邦貨換算時に円安影響を受けたことにより、それぞれ、前年度比382億円増収の1兆1,770億円（前年度比3.4%増）、前年度比151億円増益の3,513億円（前年度比4.5%増）となりました。

- (注) 1. 製造受託、水たばこ製品及びRRPを除き、Fine cut、シガー、パイプ、スヌース及びクレテックを含めております。
2. 当社グループのブランドポートフォリオの中核を担う「ウィンストン」「キャメル」「メビウス」「LD」「ベンソン・アンド・ヘッジス」「グラマー」「ソプラニー」「シルクカット」「ナチュラル・アメリカン・スピリット」の9ブランドをGFB（グローバル・フラッグシップ・ブランド）としております。
3. 海外たばこ事業における自社たばこ製品売上収益は、水たばこ製品及びRRPに係る売上収益が含まれていますが、物流事業及び製造受託等に係る売上収益は含まれておりません。

自社たばこ製品売上収益（ドルベース）



調整後営業利益（ドルベース）



為替レート

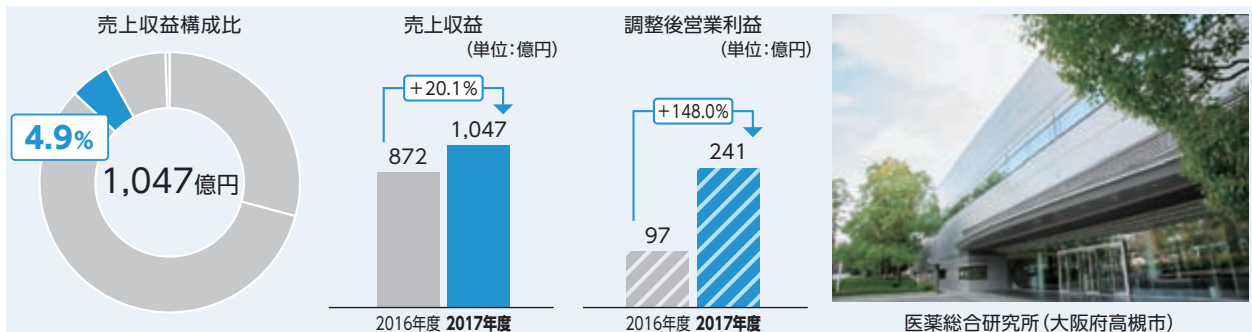
| 為替レート (1米国ドル) | 2016年度 | 2017年度 |
|------------------|--------|--------|
| 円 | 108.78 | 112.16 |
| ロシアルーブル | 67.07 | 58.35 |
| 英ポンド | 0.74 | 0.78 |
| ユーロ | 0.90 | 0.89 |

海外主要市場シェア（12ヶ月移動平均）

| | 2016年12月 | 2017年12月 | 増減 |
|----------------|----------------|----------------|------------------|
| イタリア | 23.3% | 23.1% | △0.2ppt |
| フランス | 21.9% | 22.0% | 0.1ppt |
| スペイン | 22.8% | 24.0% | 1.3ppt |
| 英国 | 41.7% | 40.4% | △1.3ppt |
| ロシア (うちGFB) | 32.8% 24.7% | 33.2% 25.6% | 0.4ppt 0.9ppt |
| トルコ | 29.4% | 28.8% | △0.6ppt |
| 台湾 | 39.9% | 41.7% | 1.8ppt |

出典：Internal estimates, Logista, IRI, Nielsen

医薬事業



医薬事業につきましては、次世代戦略品の研究開発推進と各製品の価値最大化を通じ、当社グループへの安定的な利益貢献を目指しております。

開発状況としましては、現在当社において8品目が臨床開発段階にあります。

当年度におきましては、国内における製造販売承認を取得した抗HIV薬「デシコビ配合錠LT」「デシコビ配合錠HT」について、2017年1月にグループ会社である鳥居薬品株式会社が販売を開始しました。

当年度における売上収益につきましては、導出品の販売拡大に伴うロイヤリティ収入の増加及びグループ会社である鳥居薬品株式会社における販売が好調に推移したことにより、前年度比175億円増収の1,047億円（前年度比20.1%増）となりました。調整後営業利益につきましては、売上収益の増加により、前年度比144億円増益の241億円（前年度比148.0%増）となりました。



デシコビ配合錠LT、デシコビ配合錠HT

ご参考 医薬事業 臨床開発品目一覧 (2018年2月6日現在)

<自社開発品>

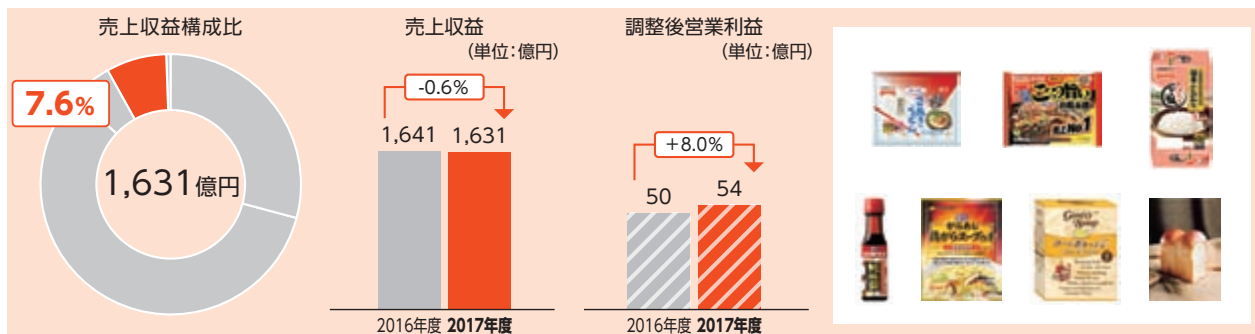
| 開発番号 (一般名) | 想定する 適応症/剤形 | 作用機序 | | 開発段階 | 備考 |
|-------------------------|--|----------------------|---|--------------------------|---|
| JTZ-951 | 腎性貧血 /経口 | HIF-PH阻害 | HIF-PHDを阻害することにより、造血刺激ホルモンであるエリスロポエチンの産生を促し、赤血球を増加させる | 国内：Phase 3 海外：Phase 1 | 自社品 鳥居薬品と共同開発 |
| JTE-052 | 自己免疫・アレルギー疾患 /経口・外用 *アトピー性皮膚炎 /外用 | JAK阻害 | 免疫活性化シグナルに関与しているJAKを阻害し、過剰な免疫反応を抑制する | 国内：Phase 3 | 自社品 *鳥居薬品と共同開発 |
| JTE-051 | 自己免疫・アレルギー疾患 /経口 | ITK阻害 | 免疫反応に関与しているT細胞を活性化するシグナルを阻害し、過剰な免疫反応を抑制する | 海外：Phase 2 | 自社品 |
| JTT-251 | 2型糖尿病 /経口 | PDHK阻害 | 糖代謝に関与するピルビン酸脱水素酵素(PDH)を活性化し、高血糖を是正する | 海外：Phase 1 | 自社品 |
| JTK-351 | HIV感染症 /経口 | インテグラーゼ阻害 | HIV (ヒト免疫不全ウイルス) の増殖に関わる酵素であるインテグラーゼの働きを阻害し、ウイルス量を低下させる | 国内：Phase 1 | 自社品 |
| JTE-451 | 自己免疫・アレルギー疾患 /経口 | ROR γ アンタゴニスト | Th17細胞の活性化に中心的な役割を担うROR γ を阻害し、過剰な免疫反応を抑制する | 海外：Phase 1 | 自社品 |
| JTS-661 (serlopitant) | そう痒症 /経口 | NK-1 受容体アンタゴニスト | ニューロキニン (NK-1) 受容体を介した痒みの誘発を抑制する | 国内：Phase 2 | 導入品 (Menlo Therapeutics社) 鳥居薬品と共同開発 |
| JTT-751 (クエン酸第二鉄水和物) | 鉄欠乏性貧血 /経口 | 経口鉄剤 | 鉄が消化管から吸収され、体内で赤血球中のヘモグロビンの成分として使用され、鉄欠乏性貧血を改善する | 国内：Phase 2 | 導入品 (Keryx Biopharmaceuticals社) 鳥居薬品と共同開発 効能追加 |

(注) 開発段階の表記は投薬開始を基準とする

<導出品>

| 一般名等 (当社開発番号) | 導出先 | 作用機序 | | 備考 |
|------------------|--------------------|-------------|---|--|
| trametinib | Novartis社 | MEK阻害 | 細胞増殖シグナル伝達経路に存在するリン酸化酵素MEKの働きを阻害することにより、細胞増殖を抑制する | (適応：BRAF V600E遺伝子変異陽性非小細胞肺癌/dabrafenibとの併用) 日本 申請中 (適応：メラノーマ術後補助療法/dabrafenibとの併用) 米国 申請中 |
| 抗ICOS抗体 | MedImmune社 | ICOSアンタゴニスト | T細胞の活性化に関与しているICOSの働きを阻害し、免疫反応を抑制する | |
| JTE-052 | LEO Pharma社 | JAK阻害 | 免疫活性化シグナルに関与しているJAKを阻害し、過剰な免疫反応を抑制する | |
| JTZ-951 | JW Pharmaceutical社 | HIF-PH阻害 | HIF-PHDを阻害することにより、造血刺激ホルモンであるエリスロポエチンの産生を促し、赤血球を増加させる | |

加工食品事業



加工食品事業につきましては、冷凍麺、冷凍米飯、パックご飯、焼成冷凍パン等のステープル（主食）商品を中心とした冷凍・常温加工食品、ベーカリー及び調味料に注力するとともに、コスト競争力の強化に努め、収益力の向上に取り組んでおります。

当年度におきましては、引き続きステープルに注力した商品展開を図りました。具体的には、北海道産小麦を厳選使用し、小麦本来の風味と旨み、コシの強さとなめらかなのどごしが楽しめる「北海道産小麦使用 稲庭風細うどん5食」、甘辛く煮た国産鶏肉やごぼうなどの豊富な具材を国産こしひかりに混ぜ込んだ「和のごはん 国産こしひかりの鶏めし」など、家庭用冷凍食品及び家庭用常温食品について、新商品23品、リニューアル品44品の販売を開始しました。また、冷凍うどんの消費者キャンペーンなどを展開し、積極的な販売促進に努めました。

当年度における売上収益につきましては、調味料の販売が伸長したものの、その他商品の販売が減少したことにより、前年度比9億円減収の1,631億円（前年度比0.6%減）となりました。調整後営業利益につきましては、冷凍・常温加工食品における販売構成の改善に加え、原材料費の減少及びコスト低減に努めたこと等により、前年度比4億円増益の54億円（前年度比8.0%増）となりました。



北海道産小麦使用 稲庭風細うどん5食



和のごはん 国産こしひかりの鶏めし

2. 企業集団の設備投資の状況

当年度において、当社グループでは、全体で1,409億円の設備投資を実施いたしました。

国内たばこ事業につきましては、製造工程の維持更新及び生産性の向上、新製品対応並びに製品スペック改善等に伴う投資を中心に515億円の設備投資を行いました。海外たばこ事業につきましては、製品スペック改善等に加え、製造拠点の最適化に伴う投資を中心に684億円の設備投資を行いました。医薬事業につきましては、研究開発体制等の整備・強化に62億円の設備投資を行いました。加工食品事業につきましては、生産能力増強、維持更新に104億円の設備投資を行いました。

なお、設備投資に関する所要資金については自己資金を充当しております。

(注) 設備投資には、企業結合により取得した資産を除く、工場その他の設備の生産性向上、競争力強化、様々な事業分野における事業遂行に必要な、土地、建物及び構築物、機械装置及び運搬具、その他の有形固定資産、並びにのれん、商標権、ソフトウェア、その他の無形資産を含みます。

3. 企業集団の資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

4. 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

特記すべき事項はありません。

5. 他の会社の事業の譲受けの状況

当社グループは、2017年9月7日にフィリピンにおいてたばこ事業を展開するMighty Corporation の資産及び知的財産権を含むたばこ事業を取得いたしました。

6. 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

特記すべき事項はありません。

7. 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社グループは、2017年10月31日にインドネシアにおいてクレテックたばこ^(注)事業を展開するPT. Karyadibya Mahardhika 及び同社製品の流通・販売を担うPT. Surya Mustika Nusantara の発行済株式のすべてをそれぞれ取得し、これらの会社を子会社といたしました。

また、2017年12月21日にエチオピアにおいてたばこ事業を展開するNational Tobacco Enterprise Share Company (以下、NTE社) の発行済株式の30.95%をエチオピア政府より追加で取得いたしました。これにより、NTE社の70.95%の株式を保有することとなりました。

(注) クレテックたばこは、香辛料として用いられているクロープをたばこ葉に混ぜたたばこ製品です。

8. 財産及び損益の状況の推移

(1) 企業集団の財産及び損益の状況の推移【連結】

| 区 分 | 第30期 2014年4月-12月 | (ご参考) 2014年1月-12月 | 第31期 2015年1月-12月 | 第32期 2016年1月-12月 | 第33期 2017年1月-12月 |
|------------------------|---------------------|----------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 売上収益 (百万円) | 2,019,745 | 2,259,240 | 2,252,884 | 2,143,287 | 2,139,653 |
| 税引前利益 (百万円) | 502,526 | 574,572 | 565,113 | 578,237 | 538,532 |
| 親会社の所有者に帰属する当期利益 (百万円) | 364,502 | 391,431 | 398,454 | 421,695 | 392,409 |
| 基本的1株当たり当期利益 (円) | 200.55 | 215.36 | 221.95 | 235.47 | 219.10 |
| 資産合計 (百万円) | 4,704,706 | 4,704,706 | 4,558,235 | 4,744,374 | 5,221,484 |
| 資本合計 (百万円) | 2,622,503 | 2,622,503 | 2,521,524 | 2,528,041 | 2,842,027 |

- (注) 1. 第30期において、当社及び決算日が12月31日以外の子会社は、決算日を12月31日に変更いたしました。この変更に伴い、第30期の会計期間は2014年4月1日から12月31日までの9ヶ月間となっております。また、当社グループの海外たばこ事業の運営主体であるJT International Holding B.V.及びその子会社の決算日は、従前より12月31日であり、第30期の会計期間は2014年1月1日から12月31日までの12ヶ月間となっております。なお、比較対象として、2014年1月1日から12月31日までの12ヶ月間をご参考として表示しております。
2. 当社グループの連結計算書類はIFRSに基づいて作成しております。
3. 第31期において、「飲料事業」からの撤退に伴い、当該事業を非継続事業に分類し、第30期を組み替えて表示しております。したがって、「第30期」「(ご参考)」「第31期」の売上収益、税引前利益、親会社の所有者に帰属する当期利益、基本的1株当たり当期利益は、継続事業の金額を表示しております。
4. 第31期の非継続事業の金額を加えた親会社の所有者に帰属する当期利益は485,691百万円、基本的1株当たり当期利益は270.54円であります。

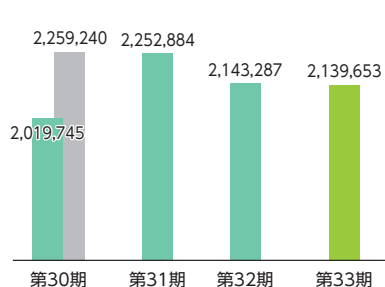
(2) 当社の財産及び損益の状況の推移【単体】

| 区 分 | 第30期 2014年4月-12月 | 第31期 2015年1月-12月 | 第32期 2016年1月-12月 | 第33期 2017年1月-12月 |
|----------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 売上高 (百万円) | 572,323 | 732,483 | 729,286 | 681,840 |
| 経常利益 (百万円) | 159,746 | 371,989 | 203,242 | 199,336 |
| 当期純利益 (百万円) | 108,656 | 345,009 | 173,607 | 160,120 |
| 1株当たり当期純利益 (円) | 59.78 | 192.18 | 96.94 | 89.40 |
| 総資産 (百万円) | 2,729,270 | 2,756,785 | 2,849,913 | 2,885,760 |
| 純資産 (百万円) | 1,649,151 | 1,713,068 | 1,663,675 | 1,592,966 |

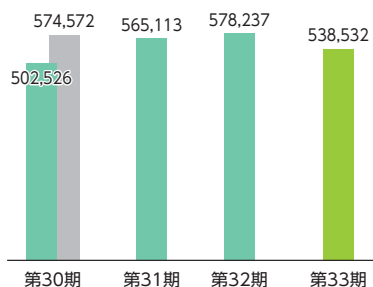
- (注) 1. 第30期において、当社は決算日を12月31日に変更いたしました。この変更に伴い、第30期の会計期間は2014年4月1日から12月31日までの9ヶ月間となっております。
2. 当社の計算書類は日本基準に基づいて作成しております。

企業集団の財産及び損益の状況の推移【連結】

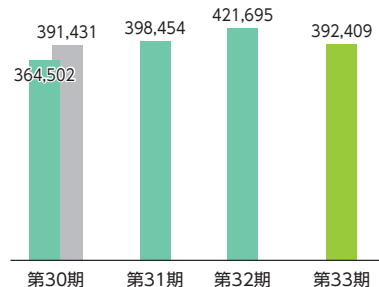
■売上収益 (単位:百万円)



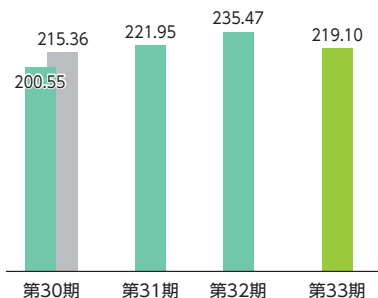
■税引前利益 (単位:百万円)



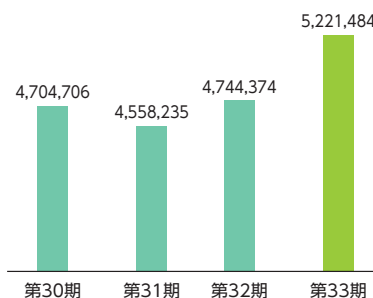
■親会社の所有者に帰属する当期利益 (単位:百万円)



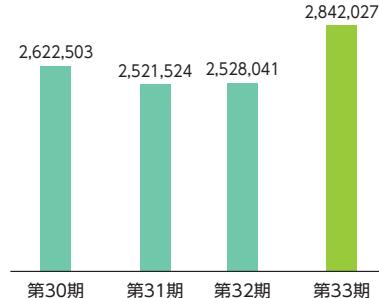
■基本的1株当たり当期利益 (単位:円)



■資産合計 (単位:百万円)



■資本合計 (単位:百万円)



(注) 第30期の会計期間は2014年4月1日から12月31日までの9ヶ月間 (■ 4月-12月) となっておりますので、ご参考として2014年1月1日から12月31日までの12ヶ月間 (■ 1月-12月) のグラフも表示しております (資産合計及び資本合計を除く)。

9. 企業集団が対処すべき課題

(1) 経営の基本方針

当社グループの経営理念は、「4Sモデル」の追求です。これは「お客様を中心として、株主、従業員、社会の4者に対する責任を高い次元でバランスよく果たし、4者の満足度を高めていく」という考え方です。

当社グループは、「4Sモデル」をベースに、「JTならではの多様な価値を提供するグローバル成長企業であり続けること」を目指す企業像（ビジョン）として定めており、また、「自然・社会・人間の多様性に価値を認め、お客様に信頼される『JTならではのブランド』を生み出し、育て、高め続けていくこと」が、当社グループの使命であると考えております。

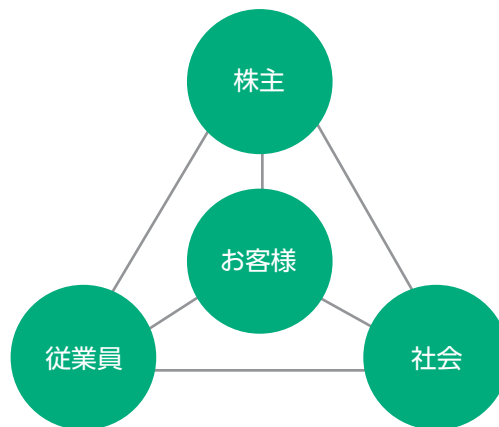
加えて、当社グループ社員の一人ひとりが徹底すべき行動規範・価値観として「JTグループWAY」を掲げており、「お客様を第一に考え、誠実に行動すること」「あらゆる品質にこだわり、進化し続けること」「JTグループの多様な力を結集すること」という3つのステートメントによって、表現しております。

当社グループは、「4Sモデル」を追求することを通じ、これまで持続的な利益成長を実現してきましたし、今後もその実現を目指してまいります。持続的な利益成長のためには、お客様に新たな価値・満足を提供し続けることが前提となることから、中長期的な視点に基づき、将来の利益成長に向けた事業投資を着実に実施していくことが肝要と考えております。

この「4Sモデル」を追求していくことが、中長期に亘る企業価値の継続的な向上につながると考えており、株主を含む4者のステークホルダーにとって共通利益となる、ベストなアプローチであると確信しております。

経営理念

お客様を中心として、株主、従業員、社会の4者に対する責任を高い次元でバランスよく果たし、4者の満足度を高めていく



(2) 中長期的な会社の経営戦略及び課題

当社グループは、長期的に目指す企業像である「JTグループならではの多様な価値を提供するグローバル成長企業」の実現に向け、これまで推進してきた戦略を継承し、さらに発展させるためには、変化への対応力が必要であると考えており、この変化への対応における巧拙とスピード感こそが、今後の企業の競争力を決定する重要なファクターになると考えております。加えて、受け身の対応だけではなく、自ら変化し、変化を起こす力を身につけることが、中長期に亘る持続的な利益成長の実現を可能とすると考えます。

こうした考えのもと、予測不可能な変化へスピード感を持って適切に対応すべく、期間を3年間とした経営計画を1年毎にローリングを行う方式で策定しております。

今回策定した「経営計画2018」においても、中長期に亘る持続的な利益成長につながる事業投資を最優先に実行し、同時に事業投資による利益成長と株主還元のパランスを重視するという経営資源配分方針に変更はありません。

「経営計画2018」においても、引き続き為替一定ベースの調整後営業利益の成長率^(注1)における、中長期に亘る年平均mid to high single digit^(注2)成長を目指してまいります。

株主還元方針につきましては、積極的な事業投資を継続しながらも、起こり得る環境変化にも対応できる強固な財務基盤^(注3)を維持しつつ、中長期の利益成長に応じた株主還元の向上を図ってまいります。

具体的には、1株当たり配当金について、安定的・継続的な成長を目指してまいります。

自己株式の取得につきましては、事業環境や財務状況の中期的な見通し等を踏まえて、実施の是非を検討することといたします。

なお、引き続き、ステークホルダーモデルを掲げ、高い事業成長を実現しているグローバルFMCG^(注4)の還元動向もモニタリングしてまいります。

各事業の中長期の目標と役割は以下のとおりです。

| | |
|--------|--|
| たばこ事業 | JTグループ利益成長の中核かつ牽引役として、中長期に亘って年平均mid to high single digit成長を目指す |
| 国内 | 高い競争優位性を保持する利益創出の中核事業 |
| 海外 | 利益成長の牽引役である、もう一つの中核事業 |
| 医薬事業 | 次世代戦略品の研究開発推進と各製品の価値最大化を通じ、グループへの安定的な利益貢献を目指す |
| 加工食品事業 | 高品質なトップライン成長による中長期に亘る利益成長を通じ、グループへの利益貢献を目指す |

全社中長期利益目標の達成に向け、各事業においてはそれぞれの目標と役割に沿って邁進し、特に、質の高いトップライン成長を最重要視してまいります。また、コスト競争力のさらなる強化を実現すること、及びこれらを支える基盤強化を推進していくことで、持続的な利益成長を実現してまいります。

また、CSRにつきましても、経営理念である「4Sモデル」に基づき、高次でバランスのとれたステークホルダー満足を目指す観点から、一層取組みを強化してまいります。

当社グループを取り巻く経営環境は、グローバルにおける景気の動向、為替変動リスク及び国際的な地政学リスク等、引き続き不確実性が高いものと認識しております。当社グループとしては、こうした不透明な経営環境を乗り越え、適切にグローバルビジネスを運営していくために、引き続き「4Sモデル」に基づき、一貫した事業投資と変化への対応力に加え、自ら変化し、変化を起こす力を身につけることで、中長期に亘る持続的な利益成長を目指すとともに、株主還元を着実に実現してまいります。

- (注) 1. 調整後営業利益は、営業利益（損失）から買収に伴い生じた無形資産に係る償却費、調整項目（収益及び費用）を除いて算出した数値です。
なお、調整項目（収益及び費用）はのれんの減損損失、リストラクチャリング収益及び費用等です。
また、為替一定ベースの調整後営業利益の成長率とは、海外たばこ事業における当期の調整後営業利益を前年同期の為替レートをを用いて換算・算出することにより、為替影響を除いた指標です。
2. mid to high single digit: 一桁台半ばから後半のパーセンテージ
 3. 「財務方針」として、経済危機等の環境変化に備えた堅牢性及び事業投資機会等に対して機動的に対応できる柔軟性を担保する強固な財務基盤を保持する
 4. FMCG: Fast Moving Consumer Goods（日用消費財）企業

10. 企業集団の主要な事業内容

| 区 分 | 主な内容 |
|---------|-------------------------------|
| 国内たばこ事業 | メビウス、セブンスター等を中心とするたばこ製品の製造、販売 |
| 海外たばこ事業 | ウィンストン、キャメル等を中心とするたばこ製品の製造、販売 |
| 医薬事業 | 医療用医薬品の研究開発、製造、販売 |
| 加工食品事業 | 冷凍・常温加工食品、ベーカリー、調味料の製造、販売 |

11. 重要な子会社の状況

| 会社名 | 資本金 | 当社の出資比率 | 主な事業内容 |
|-----------------------|------------------------|-----------|-------------------|
| TSネットワーク株式会社 | 百万円 460 | % 74.5 | たばこ製品の配送 |
| 日本フィルター工業株式会社 | 百万円 461 | 88.6 | たばこ製品用フィルターの製造、販売 |
| JT International S.A. | 千スイスフラン 1,215,425 | (100.0) | たばこ製品の製造、販売 |
| Gallaher Ltd. | 千スターリング・ポンド 172,495 | (100.0) | たばこ製品の製造、販売 |
| 鳥居薬品株式会社 | 百万円 5,190 | 53.5 | 医薬品の製造、販売 |
| テーブルマーク株式会社 | 百万円 22,500 | (100.0) | 加工食品の製造、販売 |

(注) 1. 出資比率欄の () 内の数字は、間接所有割合を示しております。

2. 上記の重要な子会社 6 社を含む当年度の連結子会社は 210 社、持分法適用会社は 13 社であります。また、当年度の売上収益は、2 兆 1,397 億円、親会社の所有者に帰属する当期利益は 3,924 億円となりました。

3. 当事業年度末日において、会社法施行規則第 118 条第 4 号に定める特定完全子会社はありません。

12. 企業集団の主要な借入先

| 借入先 | 借入金残高 |
|--------|---------------|
| 農林中央金庫 | 百万円 40,000 |
| 信金中央金庫 | 百万円 30,000 |

13. 企業集団の主要な営業所及び工場

(1) 当社

本 社 : 東京都港区虎ノ門二丁目2番1号

支 社 : 北海道支社 (北海道) 東北支社 (宮城県) 上信越支社 (群馬県) 北関東支社 (埼玉県)

東関東支社 (千葉県) 東京支社 (東京都) 神奈川支社 (神奈川県) 北陸支社 (石川県)

東海支社 (愛知県) 北関西支社 (大阪府) 大阪支社 (大阪府) 中国支社 (広島県)

四国支社 (香川県) 九州支社 (福岡県) 南九州支社 (鹿児島県)

工 場 : 北関東工場 (栃木県) 東海工場 (静岡県) 関西工場 (京都府)

九州工場 (福岡県) 友部工場 (茨城県)

研 究 所 : たばこ中央研究所 (神奈川県) 葉たばこ研究所 (栃木県) 医薬総合研究所 (大阪府)

(2) 子会社

TSネットワーク株式会社 (東京都)

日本フィルター工業株式会社 (東京都)

JT International S.A. (スイス)

Gallaher Ltd. (イギリス)

鳥居薬品株式会社 (東京都)

テーブルマーク株式会社 (東京都)

(注) ()内は、本社所在地を示しております。

14. 従業員の状況

(1) 企業集団の従業員の状況【連結】

| 区 分 | 従業員数 |
|------------|---------|
| 国内たばこ事業 | 10,291名 |
| 海外たばこ事業 | 39,281名 |
| 医薬事業 | 1,883名 |
| 加工食品事業 | 5,489名 |
| 当社の全社共通業務等 | 1,019名 |
| 合 計 | 57,963名 |

(注) 1.上記従業員数は、就業人員数で記載しております。

2.従業員数が、前年度末に比べて13,296名増加しておりますが、これは主に PT. Karyadibya Mahardhika 及び PT. Surya Mustika Nusantara を連結の範囲に含めたこと等によるものです。

(2) 当社の従業員の状況【単体】

| 区 分 | 従業員数 | 前年度末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|--------|--------|---------|-------|--------|
| 男 性 | 6,241名 | 25名増 | 43.4歳 | 19.6年 |
| 女 性 | 1,095名 | 13名増 | 36.7歳 | 12.0年 |
| 合計又は平均 | 7,336名 | 38名増 | 42.4歳 | 18.5年 |

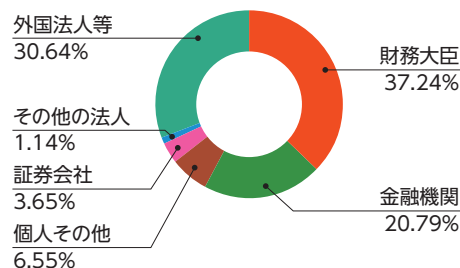
(注) 上記従業員数は、就業人員数で記載しております。

II. 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 8,000,000,000株
2. 発行済株式の総数 2,000,000,000株
(自己株式 208,956,589株)
3. 株主数 205,939名

4. 大株主

所有者別構成比（自己株式を除く）



| 株主名 | 持株数 | 持株比率 |
|--|---------------|---------|
| 財 務 大 臣 | 666,926,200 株 | 37.24 % |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） | 72,269,400 | 4.04 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口） | 60,387,900 | 3.37 |
| G I C P R I V A T E L I M I T E D - C | 37,829,600 | 2.11 |
| みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社 | 33,800,000 | 1.89 |
| STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223 | 32,751,576 | 1.83 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5） | 23,678,900 | 1.32 |
| STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY | 23,641,185 | 1.32 |
| STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234 | 21,021,193 | 1.17 |
| G I C P R I V A T E L I M I T E D - H | 20,314,500 | 1.13 |

(注) 持株比率は、自己株式（208,956,589株）を控除して計算しております。

Ⅲ. 会社の新株予約権等に関する事項

1. 当該事業年度末における新株予約権の総数等

- (1) 新株予約権の総数
5,156個
- (2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数
普通株式1,031,200株（新株予約権1個につき200株）

2. 当該事業年度末における当社の会社役員が保有する新株予約権の状況

- (1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数
普通株式328,800株（新株予約権1個につき200株）
- (2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1株当たり1円
- (3) 新株予約権の譲渡制限
新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとします。
- (4) 新株予約権の行使の条件
新株予約権者は、当社の取締役、監査役及び執行役員いずれの地位をも喪失した場合に限り、新株予約権を行使できるものとします。
- (5) 当社の会社役員保有状況

| 区分 | 発行年度 | 新株予約権の割当てに際しての払込金額 | 新株予約権を行使することができる期間 | 個数 | 保有者数 |
|--------|-------------------|----------------------------|--------------------------------|------|------|
| 取締役 | 2007年度 | 1個当たり 581,269円 | 2008年1月9日から 2038年1月8日まで | 35個 | 3名 |
| | 2008年度 | 1個当たり 285,904円 | 2008年10月7日から 2038年10月6日まで | 60個 | 4名 |
| | 2009年度 | 1個当たり 197,517円 | 2009年10月14日から 2039年10月13日まで | 159個 | 4名 |
| | 2010年度 | 1個当たり 198,386円 | 2010年10月5日から 2040年10月4日まで | 144個 | 4名 |
| | 2011年度 | 1個当たり 277,947円 | 2011年10月4日から 2041年10月3日まで | 175個 | 4名 |
| | 2012年度 | 1個当たり 320,000円 | 2012年10月10日から 2042年10月9日まで | 171個 | 4名 |
| | 2013年度 | 1個当たり 513,400円 | 2013年10月8日から 2043年10月7日まで | 126個 | 4名 |
| | 2014年度 | 1個当たり 483,200円 | 2014年10月7日から 2044年10月6日まで | 139個 | 5名 |
| | 2015年度 | 1個当たり 711,200円 | 2015年8月4日から 2045年8月3日まで | 199個 | 5名 |
| | 2016年度 | 1個当たり 572,600円 | 2016年7月5日から 2046年7月4日まで | 171個 | 5名 |
| 2017年度 | 1個当たり 482,200円 | 2017年7月4日から 2047年7月3日まで | 265個 | 5名 | |

(注) 取締役には、社外取締役を含みません。

3. 当該事業年度中に当社の従業員に対して交付した新株予約権の状況

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式89,400株（新株予約権1個につき200株）

(2) 新株予約権の割当てに際しての払込金額

1個当たり482,200円

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1株当たり1円

(4) 新株予約権を行使することができる期間

2017年7月4日から2047年7月3日まで

(5) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとします。

(6) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した場合に限り、新株予約権を行使できるものとします。

(7) 当社の従業員への交付状況

当社の執行役員（取締役である者を除く）19名に対して447個の新株予約権を交付いたしました。

IV. 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の氏名等

| 地位 | 氏名 | 担当 | 重要な兼職の状況 |
|----------|---------|---|--|
| 取締役会長 | 丹 呉 泰 健 | | 株式会社大垣共立銀行 社外取締役 |
| 代表取締役社長 | 小 泉 光 臣 | CEO | |
| 代表取締役副社長 | 新 貝 康 司 | 副CEO、コンプライアンス・総務・法務・企画・IT・ビジネスディベロップメント・人事・監査担当 | 株式会社リクルートホールディングス 社外取締役 |
| 代表取締役副社長 | 岩 井 睦 雄 | たばこ事業本部長 | JT International Group Holding B.V. Chairman |
| 取締役副社長 | 宮 崎 秀 樹 | 財務・CSR・コミュニケーション担当 | |
| 取締役 | 岡 素 之 | | 日本電気株式会社 社外取締役 |
| 取締役 | 幸 田 真 音 | | 作家 株式会社LIXILグループ 社外取締役 株式会社日本取引所グループ 社外取締役 |
| 常勤監査役 | 中 村 太 | | |
| 常勤監査役 | 湖 島 知 高 | | |
| 監査役 | 今 井 義 典 | | |
| 監査役 | 大 林 宏 | | 大林法律事務所 弁護士 大和証券株式会社 社外監査役 三菱電機株式会社 社外取締役 新日鐵住金株式会社 社外監査役 |

- (注) 1. 取締役のうち、岡素之、幸田真音の両氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役のうち、今井義典、大林宏の両氏は、社外監査役であります。
 3. 取締役のうち、岡素之、幸田真音の両氏及び監査役のうち、今井義典、大林宏の両氏については、株式会社東京証券取引所が定める独立役員に指定しております。
 4. 監査役 中村太氏は、当社経理部調査役を務めるなど、監査役 湖島知高氏は、当社財務グループ副グループリーダーを務めるなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 5. 当社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び監査役の全員と、「会社法」第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、「会社法」第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担する契約を締結しております。

6. 当事業年度終了後における役員の担当等の変更

| 氏名 | 地位及び担当並びに重要な兼職の状況 | |
|------|--|------------------------------------|
| | 2017年12月31日現在 | 2018年1月1日現在 |
| 小泉光臣 | 代表取締役社長 CEO | 代表取締役 |
| 新貝康司 | 代表取締役副社長 副CEO、コンプライアンス・総務・法務・企画・IT・ ビジネスディベロップメント・人事・監査担当 株式会社リクルートホールディングス 社外取締役 | 取締役 株式会社リクルートホールディングス 社外取締役 |
| 宮崎秀樹 | 取締役副社長 財務・CSR・コミュニケーション担当 | 取締役 |

2. 取締役及び監査役の報酬等

(1) 取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区分 | 取締役 | | 監査役 | | 計 | |
|--------------|-----|--------|-----|--------|-----|--------|
| | 員数 | 報酬等の額 | 員数 | 報酬等の額 | 員数 | 報酬等の額 |
| 基本報酬 | 7名 | 400百万円 | 4名 | 115百万円 | 11名 | 515百万円 |
| 役員賞与 | 0名 | 0円 | － | － | 0名 | 0円 |
| ストック・オプション報酬 | 5名 | 120百万円 | － | － | 5名 | 120百万円 |
| 計 | － | 520百万円 | － | 115百万円 | － | 635百万円 |

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

当社は、役員報酬に関する客観性、透明性を高めるために、取締役会の任意の諮問機関として報酬諮問委員会を設置しております。報酬諮問委員会は、年1回以上開催することとしており、当社の取締役、執行役員の報酬の方針、制度、算定方法等について諮問に応じ、審議・答申を行うとともに、当社における役員報酬の状況をモニタリングしております。現在報酬諮問委員会は、取締役会長と社外取締役2名及び社外監査役2名の5名で構成されており、取締役会長を委員長としております。

報酬諮問委員会の外部委員

当社社外取締役 岡 素之氏
 当社社外取締役 幸田真音氏
 当社社外監査役 今井義典氏
 当社社外監査役 大林 宏氏

報酬諮問委員会の答申を踏まえ、当社における役員報酬の基本的な考え方は以下のとおりとしております。

- ・優秀な人財を確保するに相応しい報酬水準とする
- ・業績達成の動機づけとなる業績連動性のある報酬制度とする
- ・中長期の企業価値と連動した報酬とする
- ・客観的な視点、定量的な枠組みに基づき、透明性を担保した報酬とする

これらに基づき、役員報酬は、月例の「基本報酬」に加え、単年度の業績を反映した「役員賞与」及び中長期の企業価値と連動する「株式報酬型ストック・オプション」の3本立てとしております。当該「株式報酬型ストック・オプション」につきましては、株主価値の増大へのインセンティブとなる中長期の企業価値向上と連動した報酬として、2007年に導入いたしました。

取締役の報酬構成については、以下のとおりとしております。

執行役員を兼務する取締役については、日々の業務執行を通じた業績達成を求められることから、「基本報酬」「役員賞与」「株式報酬型ストック・オプション」で構成しております。なお、「役員賞与」が標準額であった場合、「役員賞与」と「株式報酬型ストック・オプション」の合計額の割合は、基本報酬に対して8割程度としております。

執行役員を兼務しない取締役（社外取締役を除く）については、企業価値向上に向けた全社経営戦略の決定と監督機能を果たすことが求められることから、「基本報酬」及び「株式報酬型ストック・オプション」で構成しております。

社外取締役については、独立性の観点から業績連動性のある報酬とはせず、「基本報酬」に一本化しております。

監査役の報酬構成については、主として遵法監査を担うという監査役の役割に照らし、「基本報酬」に一本化しております。

なお、当社の取締役及び監査役に対する報酬総額の上限は、第22回定時株主総会（2007年6月）において承認を得ており、取締役の総数に対して年額8億7千万円、監査役の総数に対して年額1億9千万円となっております。また、これとは別に取締役に対して付与できる「株式報酬型ストック・オプション」の上限につきましても、第22回定時株主総会において承認を得ており、年間800個及び年額2億円となっております。なお、毎期の割当個数につきましては、取締役でない執行役員への割当個数を含め、取締役会において決定しております。

取締役及び監査役の報酬等の額については、第三者による企業経営者の報酬に関する調査に基づき、規模や利益が同水準で海外展開を行っている国内大手メーカー群の報酬水準をベンチマーキングしたうえで、報酬諮問委員会での審議を踏まえ、承認された報酬上限額の範囲内で、取締役については取締役会の決議により、監査役については監査役の協議で決定しております。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の重要な兼職の状況

| 区分 | 氏名 | 兼職先 | 役職 |
|-----|---------|---------------|-------|
| 取締役 | 岡 素 之 | 日本電気株式会社 | 社外取締役 |
| | | 作家 | |
| | 幸 田 真 音 | 株式会社LIXILグループ | 社外取締役 |
| | | 株式会社日本取引所グループ | 社外取締役 |
| 監査役 | 大 林 宏 | 大林法律事務所 | 弁護士 |
| | | 大和証券株式会社 | 社外監査役 |
| | | 三菱電機株式会社 | 社外取締役 |
| | | 新日鐵住金株式会社 | 社外監査役 |

(注) 上記兼職先と当社との間に、特記すべき事項はありません。

(2) 社外役員の当該事業年度における主な活動状況

| 区分 | 氏名 | 主な活動状況 |
|-----|---------|--|
| 取締役 | 岡 素 之 | 当該事業年度に開催した17回の取締役会のすべてに出席し、適宜質問、発言を行うなど取締役としての職責を十分に果たしました。 |
| | 幸 田 真 音 | 当該事業年度に開催した17回の取締役会のすべてに出席し、適宜質問、発言を行うなど取締役としての職責を十分に果たしました。 |
| 監査役 | 今 井 義 典 | 当該事業年度に開催した17回の取締役会のすべてに出席し、また、14回の監査役会のすべてに出席し、適宜質問、発言を行うなど監査役としての職責を十分に果たしました。 |
| | 大 林 宏 | 当該事業年度に開催した17回の取締役会のうち16回に出席し、また、14回の監査役会のすべてに出席し、適宜質問、発言を行うなど監査役としての職責を十分に果たしました。 |

(3) 社外役員の報酬等の総額

| 区分 | 社外取締役 | | 社外監査役 | | 計 | |
|------|-------|-------|-------|-------|----|-------|
| | 員数 | 報酬等の額 | 員数 | 報酬等の額 | 員数 | 報酬等の額 |
| 基本報酬 | 2名 | 38百万円 | 2名 | 29百万円 | 4名 | 67百万円 |

V. 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

2. 当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

(1) 当社の当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

| | |
|-----------------------------------|--------|
| ①「公認会計士法」第2条第1項の監査業務に係る報酬等の額 | 330百万円 |
| ②「公認会計士法」第2条第1項の監査業務以外の業務に係る報酬等の額 | 37百万円 |

(2) 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 511百万円

(3) 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役は、会社が会計監査人と監査契約を締結する際に、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し、かつ報告を受け、会計監査人に対する報酬等の額、監査担当者その他監査契約の内容が適切であるかについて、検証いたしました。

また、監査役会は、前述の検証を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認し検討した結果、同意することが相当であると判断いたしました。

- (注) 1. 当社と会計監査人有限責任監査法人トーマツとの間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社は会計監査人有限責任監査法人トーマツに対して、「公認会計士法」第2条第1項の業務以外の業務であるCSR活動に関するアドバイザリー業務等を委託し、対価を支払っております。
3. 当社の重要な子会社のうち、JT International S.A.及びGallaher Ltd.は、Deloitte LLPの監査を受けており、いずれも当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査は受けておりません。

3. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が「会社法」第340条第1項各号に該当すると認められる場合、監査役全員の同意により、監査役会が会計監査人を解任いたします。また、当社は、上記のほか、会計監査人が継続してその職責を全うするうえで重要な疑義を抱く事象が発生した場合、監査役会が会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、これを株主総会に提出いたします。

VI. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要及び当該体制の運用状況

当社は、取締役会において、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備について、次のとおり決議しております。

(1) 当社の取締役及び従業員並びに子会社の取締役等（会社法施行規則第100条第1項第5号イにいう「取締役等」をいう。）及び従業員（以下、取締役等及び従業員を総称して「役職員」という。）の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① コンプライアンス体制

当社は、コンプライアンス体制に係る規程に基づき、当社及び子会社の役職員が法令、定款及び社会規範等を遵守した行動をとるための行動規範の策定等を行うとともに、コンプライアンスの徹底を図るため取締役会に直結する機関として外部委員を主要な構成員とするJTグループコンプライアンス委員会を設置し、その委員長を会長が務めるものとする。また、コンプライアンス担当執行役員を定めコンプライアンス統括室を所管させ、これによりJTグループ横断的な体制の整備・推進及び問題点の把握に努める。

当社及び子会社の各コンプライアンス推進部門（当社においては「コンプライアンス統括室」をいい、子会社においてはそれに相当する部署等をいう。）は、行動規範を解説した「JTグループ行動規範」等をその役職員に配布するとともに、これら役職員を対象に各種研修等を通じて教育啓発活動を行うことによってコンプライアンスの実効性の向上に努める。

（内部通報体制）

当社及び子会社は、その従業員等が法令違反の疑義がある行為等を発見した場合に備え、内部通報体制として相談・通報窓口を設置する。相談・通報を受けた各コンプライアンス推進部門はその内容を調査し、必要な措置を講ずるとともに、再発防止策を実施する。

当社は、JTグループに係る重要な問題についてはJTグループコンプライアンス委員会に付議し、審議を求め、又は報告することとする。

（反社会的勢力排除に向けた体制）

当社及び子会社は、反社会的勢力とは断固として対決し、不当な要求には応じず、一切の関係を遮断する。JTグループとしての対応統括部署を当社総務部と定め、警察当局、関係団体、弁護士等と連携し、情報収集・共有を図り、組織的な対応を実施する。また、反社会的勢力への関与を禁止し、当社及び子会社の役職員に周知徹底するとともに、これら役職員に対して適宜研修等を行うことにより、反社会的勢力排除に向けた啓発活動を継続的に実施する。

② 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、金融商品取引法等に基づき、JTグループの財務報告に係る内部統制システムを整備・運用するとともに、これを評価・報告する体制を適正な人員配置のもとに構築し、もって財務報告の信頼性の維持向上を図る。

③ 内部監査体制

当社監査部は、内部監査を所管し、事業活動の全般にわたる管理・運営の制度及び業務の遂行状況を合法性と合理性の観点から検討・評価し、会社財産の保全及び経営効率性の向上を図る。また、当社監査部は、各子会社の内部監査機能との連携により、JTグループの内部監査体制及び方針の企画・推進、並びに各子会社の内部監査機能に対する補完を行う。

(2) 当社取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

① 議事録の保存及び管理

当社は、株主総会及び取締役会の議事録については、法令に基づき適切に管理保存を行う。

② その他の情報の保存及び管理

当社は、重要な業務執行や契約の締結等の意思決定に係る情報については、責任権限規程に基づき責任部署及び保存管理責任を明らかにし、また、その意思決定手続・調達・経理処理上の管理に関する規程を定め、その保存管理を行う。

(3) 子会社取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、子会社に対し、当該子会社を所管する当社担当部署へ重要な情報を定期的に報告させるものとする。

(4) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 平常時のリスク評価・管理体制

当社は、金融・財務リスクに対しては、JTグループに係る指針・規程・マニュアルを定めるとともに、四半期毎に財務責任者を通じて社長及び取締役会に報告を行う。その他のリスクについては、責任権限規程により定められた部門毎の責任権限に基づき、責任部署が事務局となって各種委員会等を設置して適切に管理を行うとともに、重要性に応じて、社長へ報告し、対策の承認を得る。

当社監査部は、各子会社の内部監査機能と連携しつつ、業務執行組織から独立した客観的な視点で、重要性とリスクを考慮してJTグループにおける社内管理体制等を検討・評価し、社長に対して報告・提言を行うとともに、取締役会に対して報告を行う。

② 有事の対応

当社は、危機管理及び災害対策について対応マニュアルを定め、危機や災害の発生時には緊急プロジェクト体制を立ち上げ、経営トップの指揮のもと、関係部門及び子会社との緊密な連携により、迅速・適切に対処することができる体制を整える。また、対処した事案等とその内容については、取締役会に報告を行う。

(5) 当社取締役及び子会社取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 当社取締役会

当社取締役会は、原則毎月1回の開催に加え、必要に応じ機動的に開催し、法令で定められた事項及び重要事項の決定を行うとともに、業務執行を監督する。

当社取締役会は、当社取締役から3ヶ月に1回以上業務執行の状況の報告を受ける。

② 当社における適切な権限委譲及び責任体制

当社取締役会に付議する事項のほか、業務全般にわたる経営方針及び基本計画に関する事項等を中心とする経営上の重要事項については、責任権限規程により、明確な意思決定プロセスを定め、迅速な意思決定及び高品質な業務執行を実現することができる体制とする。

当社取締役会が任命する執行役員は、当社取締役会の決定する全社経営戦略等に基づき、各々の領域において委譲された権限のもと、適切な業務執行を行う。組織及び職制については、組織職制規程により基本事項を定めるとともに、業務分担ガイダンスにより各部門の役割を明確に示し、業務の効率性・柔軟性に資する運営を行う。

③ JTグループに適用される規程及び指針の策定等

当社は、JTグループに適用される規程及び指針等の策定等を通じて、JTグループにおける効率的な業務執行体制を構築する。

(6) 当社並びに当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

① JTグループのミッション

JTグループは、「自然・社会・人間の多様性に価値を認め、お客様に信頼される『JTならではのブランド』を生み出し、育て、高め続けていくこと」をJTグループミッションとして定め、JTグループ内で共有する。

② グループマネジメント

当社は、グループに共通する機能・規程等を定義し、グループマネジメントを行うことにより、JTグループ全体最適を図る。コンプライアンス体制（通報体制を含む。）、内部監査体制、財務管理体制等については、子会社と連携を図り、整備する。

(7) 当社監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項

① 監査役室の設置

当社監査役（以下、単に「監査役」という。「監査役会」、「監査役室」、及び「監査役室長」との表現も当社のそれを意味するものとする。）の職務を補助する組織として、監査役室を置く。

② 人員の配置

監査役室には、必要な人員を配置する。また、必要に応じ監査役会と協議のうえ人員配置体制の見直しを行う。

(8) 監査役室所属の従業員の当社取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

① 監査役室所属の従業員の人事等

監査役室長の評価は監査役会が行い、その他の監査役室所属従業員の評価は、監査役会の助言のもと、監査役室長が行う。監査役室所属の従業員の異動・懲戒にあたっては、監査役会と事前に協議を行う。

② 監査役室所属の従業員の職務

監査役室所属の従業員は、監査役の指揮命令に従ってその職務を補助するものとし、当該従業員には当社の業務執行に係る役職を兼務させない。

(9) 当社及び子会社の役職員又は子会社役職員から報告を受けた者が、監査役会又は監査役に報告するための体制

① 監査役会への報告

当社及び子会社の役職員は、計算書類等及び不正又は法令若しくは定款に違反する重大な事実を発見した場合における当該事実その他の会社の経営に関する重要な事項等について、監査役会に報告を行う。

② 監査役求めに応じた適切な報告

当社及び子会社の役職員は、監査役から重要な文書の閲覧、実地調査、報告を求められたときは、迅速かつ適切に対応する。

③ 内部通報の状況の報告

コンプライアンス統括室は、監査役に対して、JTグループに係る内部通報の状況について定期的な報告を行うとともに、必要に応じて適宜報告を行う。

(10) 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、内部通報における相談・通報を理由として、相談・通報者に対していかなる不利な取扱いも行わないことについて、JTグループでの周知徹底を行う。

(11) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

① 会社法第388条に基づく費用又は債務の処理

当社は、監査役が当社に対して会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

② 予算の設定等

当社は、監査役監査にかかる諸費用については、監査の実効性を担保すべく予算を設定する。また、監査役監査にかかる諸費用のうち予算を超えた部分についても、当該費用が職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、当社が負担する。

(12) その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 重要な会議への出席等

監査役は、当社取締役会その他の当社の重要な会議に出席することができる。

② 監査部・コンプライアンス統括室と監査役との連携

監査部及びコンプライアンス統括室は、監査役との間で情報交換を行い、連携をとる。

業務の適正を確保するための体制の運用状況は以下のとおりであります。

① コンプライアンスに対する取組みの状況

- ・JTグループでは、「自然・社会・人間の多様性に価値を認め、お客様に信頼される『JTならではのブランド』を生み出し、育て、高め続けていくこと」をJTグループミッションとして定め、これを記載した「JTグループ行動規範」の冊子等を当社及び子会社の役職員に配布するなど、JTグループ内での周知を実施しております。
- ・「JTグループコンプライアンス規程」に基づき、年度コンプライアンス計画の実践状況、重要なコンプライアンス違反の発生事実及び講じた措置、その他の重要事項について、取締役会への報告を適宜実施しております。
- ・コンプライアンスの意識の向上と不正行為の防止等を図るため、取締役、監査役、執行役員向けのトップセミナーを実施したほか、当社及び子会社の役職員を対象とした研修を定期的実施しております。
- ・内部通報体制については、社内外に相談・通報窓口を設置しており、相談・通報を理由として、相談・通報者に対していかなる不利な取扱いも行わないよう当社及び子会社の職員に周知しております。また、JTグループコンプライアンス委員会において、定期的に相談・通報の内容を報告しております。
- ・反社会的勢力への対応については、お取引先からの表明・確約書の徴取や、当社及び子会社の役職員への定期的な研修等を継続して実施しております。

② 損失の危険の管理に対する取組みの状況

- ・金融・財務リスクについては、「グループ財務業務基本規程」に基づき、四半期毎に社長及び取締役会への報告を実施しております。
- ・社内管理体制の評価・検討については、「内部監査規程」に基づき、監査部から社長に対して報告・提言を行うとともに、取締役会への報告を実施しております。
- ・危機・災害については、「内部統制システムの構築に関する基本方針及び体制の整備についての決定」に基づき、対処した事案等とその内容について四半期毎に、取締役会への報告を実施しております。

③ 職務執行の適正性及び効率性に行われることに対する取組みの状況

- ・「取締役会規程」に基づき、取締役会を原則として毎月開催しているほか、適宜臨時に開催しております。各担当取締役は、子会社を含む各事業の業務執行の状況について、四半期毎に取締役会への報告を実施しております。
- ・重要な業務執行等の意思決定等については、決裁手続が電子化されており、迅速・効率的な管理体制を構築しております。取締役会議事録についても、正確に記録・作成し、情報の保存及び管理を適切に行っております。

④ 監査役監査の実効性の確保

- ・監査役は、当社及び子会社の役職員から監査に必要な情報について随時報告を受けるとともに、重要な会議への出席に加え、業務執行の意思決定に係る電子決裁の内容を随時確認しております。また、JTグループにおける監査役監査の充実のため、子会社監査役等と定期的に意見交換等を実施しております。
- ・監査部及びコンプライアンス統括室は、監査役との間で定期的に情報交換を行い連携しております。
- ・監査役の職務を補助するため、執行部門から独立した監査役室を設置し、必要な人員を配置しております。また、監査役の協議により職務上必要と見込まれる費用については、予算を計上しております。

【ご参考】

＜当社のコーポレート・ガバナンスに対する基本的な考え方＞

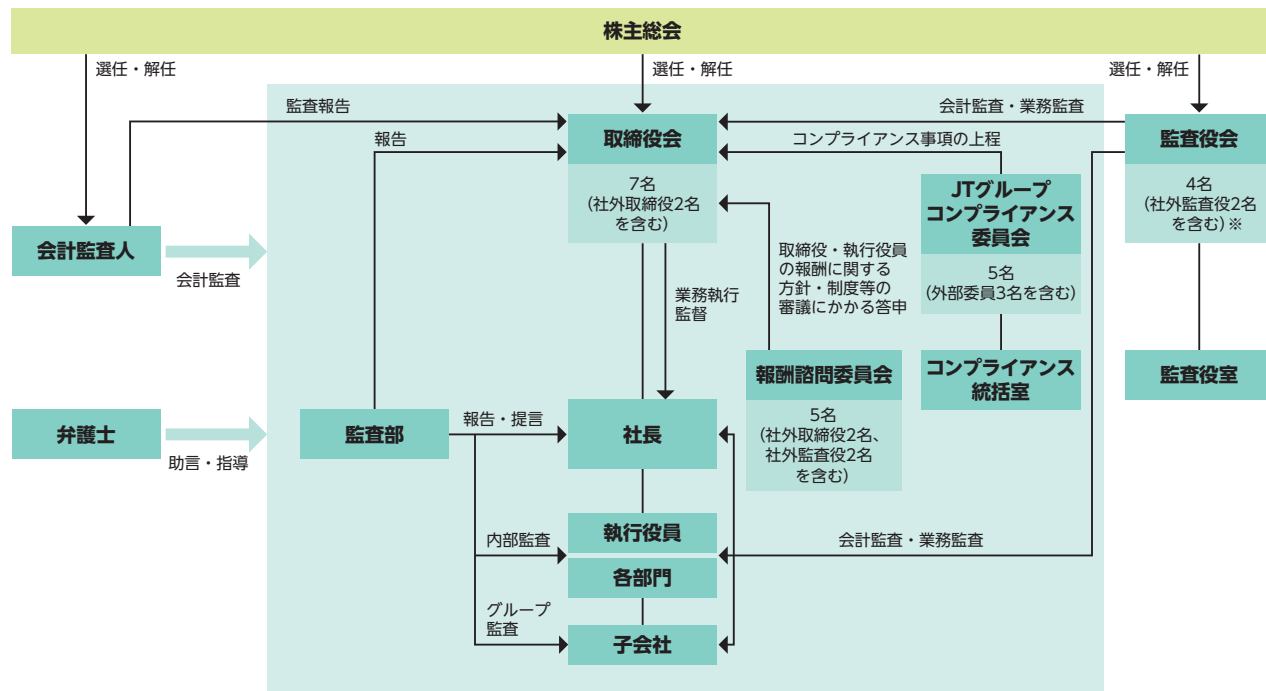
当社は、コーポレート・ガバナンスを、当社の経営理念である「4Sモデル」、即ち、「お客様を中心として、株主、従業員、社会の4者に対する責任を高い次元でバランスよく果たし、4者の満足度を高めていく」ことへの追求に向けた、透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を行うための仕組みととらえ、これまで、コーポレート・ガバナンスを経営上の重要課題の一つと位置付けて、その充実に向けた取組みを積極的に進めてまいりました。

当社は、当社のコーポレート・ガバナンスの充実が、当社グループの中長期に亘る持続的な利益成長と企業価値の向上につながり、当社グループを取り巻くステークホルダー、ひいては経済・社会全体の発展にも貢献するとの認識のもと、2016年2月4日に、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び取組みについて改めて明文化し、「JTコーポレートガバナンス・ポリシー」として制定いたしました。

当社は、今後もコーポレート・ガバナンスを経営上の重要課題の一つと位置付け、不断の改善に努め、その充実を図ってまいります。

なお、「JTコーポレートガバナンス・ポリシー」は、当社ウェブサイト (<https://www.jti.co.jp/>) に掲載しております。

＜当社のコーポレート・ガバナンス体制の整備の状況の模式図＞



※ 社外監査役の数不足となる場合に備え、補欠監査役1名を選任しております。

本事業報告に記載の金額は、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

連結財政状態計算書 (2017年12月31日現在)

(単位：百万円)

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|-----------------|-----------|----------------|-----------|
| 流動資産 | | 流動負債 | |
| 現金及び現金同等物 | 285,486 | 営業債務及びその他の債務 | 395,733 |
| 営業債権及びその他の債権 | 431,199 | 社債及び借入金 | 398,182 |
| 棚卸資産 | 612,954 | 未払法人所得税等 | 46,452 |
| その他の金融資産 | 14,016 | その他の金融負債 | 6,906 |
| その他の流動資産 | 361,715 | 引当金 | 13,028 |
| 小計 | 1,705,370 | その他の流動負債 | 618,322 |
| 売却目的で保有する非流動資産 | 2,396 | 流動負債合計 | 1,478,623 |
| 流動資産合計 | 1,707,767 | 非流動負債 | |
| 非流動資産 | | 社債及び借入金 | 346,955 |
| 有形固定資産 | 745,607 | その他の金融負債 | 11,013 |
| のれん | 1,891,210 | 退職給付に係る負債 | 330,762 |
| 無形資産 | 479,175 | 引当金 | 4,005 |
| 投資不動産 | 16,700 | その他の非流動負債 | 120,779 |
| 退職給付に係る資産 | 51,377 | 繰延税金負債 | 87,319 |
| 持分法で会計処理されている投資 | 81,253 | 非流動負債合計 | 900,833 |
| その他の金融資産 | 114,970 | 負債合計 | 2,379,456 |
| 繰延税金資産 | 133,425 | 資本 | |
| 非流動資産合計 | 3,513,717 | 資本金 | 100,000 |
| 資産合計 | 5,221,484 | 資本剰余金 | 736,400 |
| | | 自己株式 | △443,636 |
| | | その他の資本の構成要素 | △167,338 |
| | | 利益剰余金 | 2,536,262 |
| | | 親会社の所有者に帰属する持分 | 2,761,687 |
| | | 非支配持分 | 80,340 |
| | | 資本合計 | 2,842,027 |
| | | 負債及び資本合計 | 5,221,484 |

連結損益計算書 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)

(単位：百万円)

| 科目 | 金額 |
|-------------|-----------|
| 売上収益 | 2,139,653 |
| 売上原価 | △843,558 |
| 売上総利益 | 1,296,094 |
| その他の営業収益 | 45,724 |
| 持分法による投資利益 | 6,194 |
| 販売費及び一般管理費等 | △786,911 |
| 営業利益 | 561,101 |
| 金融収益 | 4,780 |
| 金融費用 | △27,349 |
| 税引前利益 | 538,532 |
| 法人所得税費用 | △141,783 |
| 当期利益 | 396,749 |
| 当期利益の帰属 | |
| 親会社の所有者 | 392,409 |
| 非支配持分 | 4,340 |

連結持分変動計算書 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)

(単位：百万円)

| | 親会社の所有者に帰属する持分 | | | | | | |
|-------------------------------|----------------|---------|----------|-------------|------------------|------------------------------------|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 自己株式 | その他の資本の構成要素 | | | |
| | | | | 新株予約権 | 在外営業活動 体の換算差額 | キャッシュ・フロー ヘッジの公正価値の 変動額の有効部分 | その他の包括 利益を通じて 測定する金融 資産の公正 価値の純変動 |
| 2017年1月1日 残高 | 100,000 | 736,400 | △443,822 | 1,794 | △335,642 | 440 | 29,854 |
| 当期利益 | - | - | - | - | - | - | - |
| その他の包括利益 | - | - | - | - | 127,758 | △54 | 9,276 |
| 当期包括利益 | - | - | - | - | 127,758 | △54 | 9,276 |
| 自己株式の取得 | - | - | △1 | - | - | - | - |
| 自己株式の処分 | - | - | 187 | △166 | - | - | - |
| 株式に基づく報酬取引 | - | - | - | 336 | - | - | - |
| 配当金 | - | - | - | - | - | - | - |
| 連結範囲の変動 | - | - | - | - | - | - | - |
| 支配の喪失とならない子会社に 対する所有者持分の変動 | - | - | - | - | - | - | - |
| その他の資本の構成要素から 利益剰余金への振替 | - | - | - | - | - | - | △461 |
| その他の増減 | - | - | - | - | - | △475 | - |
| 所有者との取引額等合計 | - | - | 186 | 170 | - | △475 | △461 |
| 2017年12月31日 残高 | 100,000 | 736,400 | △443,636 | 1,964 | △207,884 | △88 | 38,670 |

| | 親会社の所有者に帰属する持分 | | | | | |
|-------------------------------|--------------------------|----------|-----------|-----------|--------|-----------|
| | その他の資本の構成要素 | | 利益剰余金 | 合計 | 非支配持分 | 資本合計 |
| | 確定給付型 退職給付制度の 再測定額 | 合計 | | | | |
| 2017年1月1日 残高 | - | △303,554 | 2,367,067 | 2,456,091 | 71,950 | 2,528,041 |
| 当期利益 | - | - | 392,409 | 392,409 | 4,340 | 396,749 |
| その他の包括利益 | 19,919 | 156,900 | - | 156,900 | 550 | 157,449 |
| 当期包括利益 | 19,919 | 156,900 | 392,409 | 549,309 | 4,889 | 554,198 |
| 自己株式の取得 | - | - | - | △1 | - | △1 |
| 自己株式の処分 | - | △166 | △21 | 0 | - | 0 |
| 株式に基づく報酬取引 | - | 336 | - | 336 | 5 | 341 |
| 配当金 | - | - | △243,572 | △243,572 | △1,547 | △245,119 |
| 連結範囲の変動 | - | - | - | - | 4,884 | 4,884 |
| 支配の喪失とならない子会社に 対する所有者持分の変動 | - | - | △1 | △1 | 159 | 158 |
| その他の資本の構成要素から 利益剰余金への振替 | △19,919 | △20,380 | 20,380 | - | - | - |
| その他の増減 | - | △475 | - | △475 | - | △475 |
| 所有者との取引額等合計 | △19,919 | △20,684 | △223,214 | △243,713 | 3,501 | △240,212 |
| 2017年12月31日 残高 | - | △167,338 | 2,536,262 | 2,761,687 | 80,340 | 2,842,027 |

貸借対照表 (2017年12月31日現在)

(単位：百万円)

| 科目 | 金額 |
|---------------|-----------|
| (資産の部) | |
| 流動資産 | 556,483 |
| 現金及び預金 | 89,775 |
| 売掛金 | 47,335 |
| 有価証券 | 50,000 |
| 商品及び製品 | 33,448 |
| 半製品 | 47,731 |
| 仕掛品 | 2,480 |
| 原材料及び貯蔵品 | 46,057 |
| 前渡金 | 1,988 |
| 前払費用 | 9,293 |
| 繰延税金資産 | 8,991 |
| 関係会社短期貸付金 | 201,555 |
| その他 | 17,856 |
| 貸倒引当金 | △26 |
| 固定資産 | 2,329,277 |
| 有形固定資産 | 247,668 |
| 建物 | 86,955 |
| 構築物 | 2,981 |
| 機械及び装置 | 54,829 |
| 車両運搬具 | 1,416 |
| 工具、器具及び備品 | 18,262 |
| 土地 | 73,177 |
| 建設仮勘定 | 10,047 |
| 無形固定資産 | 438,389 |
| 特許権 | 301 |
| 商標権 | 132,508 |
| ソフトウェア | 11,965 |
| のれん | 286,168 |
| その他 | 7,447 |
| 投資その他の資産 | 1,643,220 |
| 投資有価証券 | 65,693 |
| 関係会社株式 | 1,546,411 |
| 関係会社長期貸付金 | 16,552 |
| 長期前払費用 | 7,483 |
| その他 | 7,337 |
| 貸倒引当金 | △255 |
| 資産合計 | 2,885,760 |

| 科目 | 金額 |
|-----------------------|-----------|
| (負債の部) | |
| 流動負債 | 793,635 |
| 買掛金 | 7,957 |
| 短期借入金 | 159,330 |
| 一年内償還予定社債 | 54,158 |
| リース債務 | 3,059 |
| 未払金 | 47,608 |
| 未払たばこ税 | 77,523 |
| 未払たばこ特別税 | 11,989 |
| 未払地方たばこ税 | 89,814 |
| 未払法人税等 | 21,336 |
| 未払消費税等 | 24,677 |
| キャッシュ・マネージメント・システム預り金 | 283,490 |
| 賞与引当金 | 4,646 |
| その他 | 8,048 |
| 固定負債 | 499,159 |
| 社債 | 276,180 |
| 長期借入金 | 70,000 |
| リース債務 | 5,773 |
| 退職給付引当金 | 131,472 |
| 繰延税金負債 | 12,686 |
| その他 | 3,047 |
| 負債合計 | 1,292,794 |
| (純資産の部) | |
| 株主資本 | 1,555,760 |
| 資本金 | 100,000 |
| 資本剰余金 | 736,400 |
| 資本準備金 | 736,400 |
| 利益剰余金 | 1,162,996 |
| 利益準備金 | 18,776 |
| その他利益剰余金 | 1,144,220 |
| 新事業開拓事業者 | 169 |
| 投資損失準備金 | |
| 圧縮記帳積立金 | 42,987 |
| 圧縮記帳特別勘定 | 8,356 |
| 繰越利益剰余金 | 1,092,709 |
| 自己株式 | △443,636 |
| 評価・換算差額等 | 35,242 |
| その他有価証券評価差額金 | 33,579 |
| 繰延ヘッジ損益 | 1,662 |
| 新株予約権 | 1,964 |
| 純資産合計 | 1,592,966 |
| 負債純資産合計 | 2,885,760 |

損益計算書 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)

(単位：百万円)

| 科目 | 金額 | |
|--------------|--------|---------|
| 売上高 | | 681,840 |
| 売上原価 | | 182,446 |
| 売上総利益 | | 499,394 |
| 販売費及び一般管理費 | | 330,951 |
| 営業利益 | | 168,443 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 529 | |
| 受取配当金 | 30,386 | |
| その他 | 6,564 | 37,479 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 784 | |
| 社債利息 | 4,827 | |
| その他 | 975 | 6,586 |
| 経常利益 | | 199,336 |
| 特別利益 | | |
| 固定資産売却益 | 20,826 | |
| その他 | 672 | 21,499 |
| 特別損失 | | |
| 固定資産売却損 | 352 | |
| 固定資産除却損 | 3,274 | |
| 減損損失 | 518 | |
| その他 | 1,695 | 5,839 |
| 税引前当期純利益 | | 214,996 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 46,309 | |
| 法人税等調整額 | 8,567 | 54,875 |
| 当期純利益 | | 160,120 |

株主資本等変動計算書 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)

(単位：百万円)

| | 株 主 資 本 | | | | | | | | | |
|-------------------------|---------|---------|---------|-----------------|----------|----------|--------|----------|-----------|-----------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益準備金 | 利益剰余金 | | | | | 利益剰余金合計 |
| | | 資本準備金 | 資本剰余金合計 | | その他利益剰余金 | | | | | |
| | | | | 新事業開拓事業者投資損失準備金 | 圧縮記帳積立金 | 圧縮記帳特別勘定 | 別途積立金 | 繰越利益剰余金 | | |
| 2017年1月1日残高 | 100,000 | 736,400 | 736,400 | 18,776 | 28 | 43,687 | 3,057 | 955,300 | 225,620 | 1,246,469 |
| 事業年度中の変動額 | | | | | | | | | | |
| 新事業開拓事業者投資損失準備金の繰入 | - | - | - | - | 169 | - | - | - | △169 | - |
| 新事業開拓事業者投資損失準備金の取崩 | - | - | - | - | △28 | - | - | - | 28 | - |
| 圧縮記帳積立金の繰入 | - | - | - | - | - | 4,440 | - | - | △4,440 | - |
| 圧縮記帳積立金の取崩 | - | - | - | - | - | △5,141 | - | - | 5,141 | - |
| 圧縮記帳特別勘定の繰入 | - | - | - | - | - | - | 8,356 | - | △8,356 | - |
| 圧縮記帳特別勘定の取崩 | - | - | - | - | - | - | △3,057 | - | 3,057 | - |
| 別途積立金の取崩 | - | - | - | - | - | - | - | △955,300 | 955,300 | - |
| 剰余金の配当 | - | - | - | - | - | - | - | - | △243,572 | △243,572 |
| 当期純利益 | - | - | - | - | - | - | - | - | 160,120 | 160,120 |
| 自己株式の取得 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 自己株式の処分 | - | - | - | - | - | - | - | - | △21 | △21 |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 事業年度中の変動額合計 | - | - | - | - | 140 | △700 | 5,299 | △955,300 | 867,088 | △83,473 |
| 2017年12月31日残高 | 100,000 | 736,400 | 736,400 | 18,776 | 169 | 42,987 | 8,356 | - | 1,092,709 | 1,162,996 |

| | 株主資本 | | 評価・換算差額等 | | | 新株予約権 | 純資産合計 |
|-------------------------|----------|-----------|--------------|---------|------------|-------|-----------|
| | 自己株式 | 株主資本合計 | その他有価証券評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | 評価・換算差額等合計 | | |
| 2017年1月1日残高 | △443,822 | 1,639,047 | 26,207 | △3,373 | 22,833 | 1,794 | 1,663,675 |
| 事業年度中の変動額 | | | | | | | |
| 新事業開拓事業者投資損失準備金の繰入 | - | - | - | - | - | - | - |
| 新事業開拓事業者投資損失準備金の取崩 | - | - | - | - | - | - | - |
| 圧縮記帳積立金の繰入 | - | - | - | - | - | - | - |
| 圧縮記帳積立金の取崩 | - | - | - | - | - | - | - |
| 圧縮記帳特別勘定の繰入 | - | - | - | - | - | - | - |
| 圧縮記帳特別勘定の取崩 | - | - | - | - | - | - | - |
| 別途積立金の取崩 | - | - | - | - | - | - | - |
| 剰余金の配当 | - | △243,572 | - | - | - | - | △243,572 |
| 当期純利益 | - | 160,120 | - | - | - | - | 160,120 |
| 自己株式の取得 | △1 | △1 | - | - | - | - | △1 |
| 自己株式の処分 | 187 | 166 | - | - | - | - | 166 |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) | - | - | 7,373 | 5,036 | 12,409 | 170 | 12,579 |
| 事業年度中の変動額合計 | 186 | △83,287 | 7,373 | 5,036 | 12,409 | 170 | △70,708 |
| 2017年12月31日残高 | △443,636 | 1,555,760 | 33,579 | 1,662 | 35,242 | 1,964 | 1,592,966 |

連結計算書類に係る会計監査人監査報告

独立監査人の監査報告書

2018年2月7日

日本たばこ産業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

| | | |
|--------------------|-------------|---|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 手塚 正彦 | Ⓔ |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 芳賀 保彦 | Ⓔ |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 大橋 武尚 | Ⓔ |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 松下 陽一 | Ⓔ |

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本たばこ産業株式会社の2017年1月1日から2017年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記及びその他の注記について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、連結計算書類を国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、日本たばこ産業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人監査報告

独立監査人の監査報告書

2018年2月7日

日本たばこ産業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

| | | |
|--------------------|------------|---|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 手塚正彦 | Ⓔ |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 芳賀保彦 | Ⓔ |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 大橋武尚 | Ⓔ |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 松下陽一 | Ⓔ |

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本たばこ産業株式会社の2017年1月1日から2017年12月31日までの第33期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針に係る事項に関する注記及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2017年1月1日から2017年12月31日までの第33期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な書類を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（会社計算規則第120条第1項後段の規定により、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された連結財政状態計算書、連結損益計算書及び連結持分変動計算書）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムの整備及び運用への取組みは相当であると認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2018年2月15日

日本たばこ産業株式会社 監査役会

常勤監査役 中村 太 ㊟

常勤監査役 湖島 知高 ㊟

監査役 今井 義典 ㊟

監査役 大林 宏 ㊟

(注) 監査役今井義典及び監査役大林宏は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

メ 毛

× ㊦

ひとの
ときを、
想う。



第33回定時株主総会 会場ご案内図

場所

ザ・プリンス パークタワー東京 地下2階 「ボールルーム」

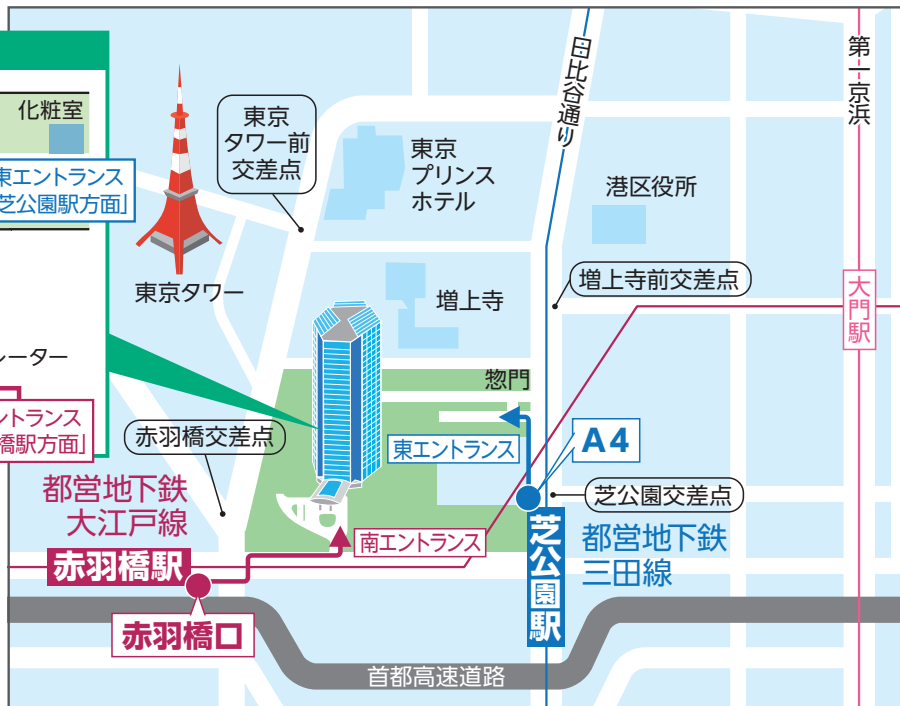
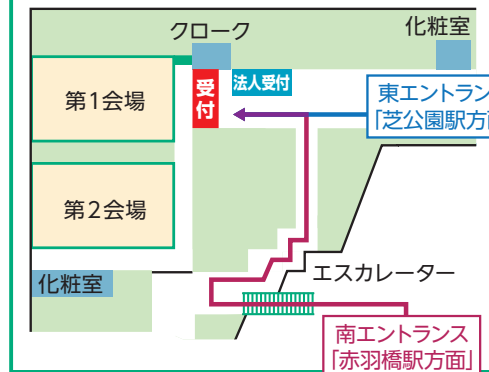
東京都港区芝公園四丁目8番1号
電話 (03) 5400-1111 (代表)
開催日時: 2018年3月27日 (火)
10:00~(受付開始9:00)



交通機関のご案内

- 都営地下鉄「三田線」にて
芝公園駅 A4出口から…………… 徒歩**7分**
(**東エントランス**経由 会場まで)
- 都営地下鉄「大江戸線」にて
赤羽橋駅 赤羽橋口出口から…………… 徒歩**10分**
(**南エントランス**経由 会場まで)

受付のご案内 地下2階



※議決権行使書をお手元にご準備の
うえ、受付をお願い申し上げます。

※議決権行使書をお忘れの株主
様、法人の株主様は、**受付** に向
かって手前右側の**法人受付**まで
お越しください。

お願い: 当日は会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されます
ので、お車でのご来場はご遠慮願います。
「東京プリンスホテル」ではございませんので、お間違えの
ないようご注意ください。



ユニバーサルデザイン(UD)の考え方に基づき、
より多くの人へ適切に情報を伝えられるよう配慮した
見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。